

これからの補助金制度への
提 言 書

～ 原点回帰・真の自立支援を ～

平成20年9月

横手市行財政改革推進委員会

はじめに

本委員会は、時代の変化に即した柔軟で市民満足度の高い行財政システムの構築に向け、広く市民の意見を反映させるため設置されたものです。

行財政改革を進める上で解決すべき課題は多く、その一つである補助金制度のあり方について、今回、本委員会としての意見を「提言書」として取りまとめました。

「提言書」策定にあたっては平成20年度一般会計当初予算における補助金306件のうち、1割程度にあたる30件について交付事務担当者とのヒアリング形式による標本調査を行い、その問題点について整理分析を行いました。

横手市は市町村合併から3年を経過しましたが、合併前から継続されている補助金が数多く存在し、その意義・目的の有効性が失われつつあるものも少なくありません。

社会構造及び経済情勢が大きく変化する中、時代の要請に即応した意識・考え方を持つことが行政職員、市民双方に求められています。

市においては、この「提言書」の趣旨を斟酌し、速やかに行動に移されることを要望します。

なお、この補助金制度の見直しを契機として、横手市民全体の行政のあり方に対する問題意識や市民参画・市民協働意識の喚起につながることを期待します。

横手市行財政改革推進委員会
委員長 武内正純

1 . 横手市の補助金制度における現状と課題

平成20年度一般会計当初予算における補助金は306件、約31億円が計上されています。その内容は様々な分野に及び、その目的とするところは団体活動の支援から奨励的なものまで多岐に及んでいます。

補助金の交付にあたっては、地方自治法第232条の2により「公益上必要がある場合」交付できるものと定められています。しかし、交付開始当時と現在との社会経済情勢の変化の中で、それら全てが、現横手市の公益上必要なものとなっているのでしょうか。

今回の調査にあたっては、あらためて補助金本来の目的である「公益性」の観点で対象となった補助金を検証し、そのことから導き出された課題を以下のとおり整理いたしました。

(1) 制度上の問題点

明確な交付要件が無い

補助金交付申請に対し、その「公益性」の有無を審査する上での要件が定められておりません。

過度な制約要件は市民活動の活性化を図る上では阻害要因と成りえますが、客観的に明確な要件は補助金交付における妥当性・透明性を高める上で必要と考えられます。

補助金交付から実績報告に至るまでの審査機能が無い

補助金交付申請に対し、その事業内容が目的達成のために有効かどうかの検証がなされていないように見受けられます。

また、実績報告に際してその成果の検証が行われておらず、補助金交付に見合った効果が得られたのかが明らかにされていません。交付団体によっては更に下部組織に配分している事例も見受けられ、最終交付先までの精査が必要と考えられます。

補助金運用についてのルールが無い

補助金が次年度繰越金の原資となったり、逆に予算消化的に親睦行事（飲食代）へ支出するなど、運用上のルールが無いために公益性が失われ

たと見受けられる補助金があります。

また、補助金の使途が実質的に上部団体への上納金となっている事例も見受けられます。

ゼロベースでの見直しがなされていない

交付開始当時の目的と現状が乖離しており、現時点では団体維持が半ば目的化していると思われる補助金が見受けられます。

また、初めに補助金ありきで、補助金があるから年中行事をこなすといったマンネリ化の傾向が見受けられます。

(2) 再編整理の必要性

合併前の旧市町村単位で組織化された類似団体

目的が類似している、若しくは関連性のある交付団体が旧市町村単位で組織化されており、全市一体的な施策展開や事務執行、経費の面でも非効率な体制となっています。

また、その活動内容も地域によって大きく異なり、各地域一律の補助金額とした交付の仕方には問題があります。

合併前の旧市町村単位で行われているイベント等

合併前から継続されているイベントや催し物が、全市的に見た場合過度なものも見受けられます。イベントを開催することによりどのような成果を得たいのか、その目的の整理・再構築も必要です。

イベントを一から企画し運営するのは大変なものです。しかし、イベントを開催すること自体が目的となっていないか考える必要があります。

(3) 意識改革

現状肯定からの脱却

補助金交付の担当者がその実態を把握していない事例が見受けられ、補助金交付に対する意識の低さが推測されます。

長年補助金交付を続けるうち、補助金を交付する側・される側とも惰性となり、現状に疑問を持たなくなっていること自体が問題であると考えられます。

2 . 新たな補助金制度構築に向けた提言

(1) 全てに対し問題意識を持つて

- ・ 補助金交付対象となっている全ての事業や事務には必ず目的があるはず。申請団体が何をどのような状態にしたいのかを把握し、その目的達成のための手段の適否を検証しなければならない。市職員は従来同様の漫然とした補助金交付ではなく、問題探求と検証の姿勢を明確にすべきである。
- ・ 問題を問題として感じ取るためには相応の意識と資質向上が必要である。そのための人材育成と、改革の意識を持ち続ける組織作りを進めるべきである。

(2) 熱意を持って成果を求めよ

- ・ 補助金を交付することによりどのような成果をもたらしたいのか。補助金交付にあたってはその成果を貪欲に求めるべき。そのためには交付申請から実績報告に至るまでの明確な審査基準、評価制度を構築し、客観性・公平性を確保した評価機関を設けるべきである。
- ・ 高い成果を得るべく、団体に対しては組織活動の活性化を図るための積極的な働きかけをすべきである。また、その活動を市民の利益につなげていくためには、必要に応じて“その活動のあるべき姿”を指導すべき。成果が期待できないのであれば補助金交付終息を決断すべきである。
- ・ 団体の熱意を促すべく、その成果の度合いに応じて補助金を傾斜配分するなど戦略的な補助金交付制度を検討すべきである。

(3) 市民と行政の新たな協力関係を構築せよ

- ・ 過度な支援は団体の補助金依存体質を創り出す。そもそも補助金は事業や事務を行うにあたっての支援であって、団体を維持するためのものではない。仮に補助金による支援であっても自立を促すためには期限を定めるべきであり、補助金交付の指針を団体運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。

- ・ 市民生活に必要な団体であっても、市が関わり支援する手段は「お金」に限らず様々な方法が可能である。これまでの関わり方を見直し、交付団体の自主自立を促すべきである。
- ・ 市民、市民活動団体、社会奉仕団体及び行政が対等な立場でこれからのまちづくりを共に考えるべく、新たな協力関係を構築すべきである。

(4) 生きたお金の使い方を

- ・ 補助金の原資となるのは市民の税金である。大切なお金を使っているという緊張感と自覚を持ち、効果的・効率的なお金の使い方を常に模索すべきである。
- ・ どのようなお金の使い方をしているのか、その透明性を確保し誰もが納得のゆく運用とすべく、市民との情報共有を進めるべきである。
- ・ 目的の類似するイベントや交付団体が複数存在するなど、明らかに非効率な補助金体系となっている。その成り立ちを考慮しながらも、気概を持って再編整理を進めるべきである。

取り組みへの提言

- ・ 市職員、交付団体双方の意識改革への働きかけは直ちに行うべきである。
- ・ 新たな審査基準、評価制度の導入は、その設計・構築を早急に進め来年度からの運用を目指すべきである。
- ・ 団体運営費補助から事業費補助への切り替えは、交付団体との話し合いを重ねながら2～3年を目処に完了を目指すべきである。
- ・ 目的の類似するイベントや交付団体の再編整理は、関係団体との話し合いを重ねながら来年度には一定の方向付けを図るべきである。
- ・ これら取り組みが進捗の折には、高い成果を上げた団体に対してはその意欲を更に盛り上げるような支援方法を確立すべきである。

おわりに

今回の提言書策定にあたって30件の補助金を調査し、直接担当者の方と対話させていただきました。補助金という切り口ではありましたが、現在の横手市役所の姿が凝縮されていたように感じられます。

例えば、市役所組織の縦割り構造がそのまま補助金の縦割りを生み、目的の類似する補助金が部局をまたいで存在する状況が見受けられました。

このことは補助金に限った問題ではありません。

組織構造に起因しているならば、根本的な組織体制や事務分掌の見直しが必要です。まさに行財政改革です。

今回の提言による直接的効果として期待されることは、財政支出の抑制にあります。社会制度の変更に伴う財政支出の増加は避けられず、より一層厳しさを増す財政状況の中で少しでもお金を節約することが必要です。

しかし、単なるコストカットでは意味がありません。求めるべきは限られたお金をより効果的・効率的に使う、生きたお金にすることにあります。

そのためには、誰もが納得のできる運用の仕方、ムダをなくすための明確な判断基準が必要です。

また、なぜ改革が必要なのかを市民全体に理解してもらい、これからの横手市のあり方を一緒に探求していくことも必要です。

これもまた行財政改革です。

改革とは、これまで慣れ親しんだ方法、制度等から完全に離れることを要求するものであり、職員のみならず市民を含め抵抗が生じるものです。

全ての理解を得るためには「3年後、5年後にこういう横手市にしたい。そのためには申し訳ないがこの部分は見直す。けれどもこのように良くなる」というような、将来を見据えた市の明確なビジョンが必要です。

「おわりに」の章で申し上げたいことは、横手市の行財政改革は始まったばかりだと委員は痛感しているということです。

横手市が、市民生活の幸福を支える行政経営体として成長していくことを切に願います。

参 考 資 料

「提言書」策定までの経過

横手市行財政改革推進委員会委員名簿

補助金調査日程及び調査資料

横手市行財政改革推進委員会設置条例

補助金関係法令等

提言書策定までの経過

期 日	内 容
平成 20 年 5 月 28 日(水)	<p>行財政改革推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の現状について事務局が委員へ概要を説明した。 ・ 委員会による補助金の個別調査を実施し、委員会から市に対し今後の補助金のあり方について提言を行うこととした。
平成 20 年 6 月 26 日(水)	<p>補助金抽出調査（第 1 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金 15 件について、交付事務担当課担当者が委員へ説明を行い、その後質疑を行った。 ・ 調査終了後、委員全員で意見交換を行った。
平成 20 年 7 月 8 日(火)	<p>補助金抽出調査（第 2 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上
平成 20 年 8 月 8 日(金)	<p>「提言書」初稿作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政改革推進委員会及び 2 回の補助金調査の際の委員からの意見を元に「提言書」初稿を作成した。 ・ 各委員へ送付し、内容について確認の上修正等の意見をいただいた。
平成 20 年 8 月 22 日(金)	<p>「提言書」第二稿作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上
平成 20 年 9 月 16 日(火)	<p>行財政改革推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「提言書」最終稿の決定
平成 20 年 9 月 18 日(木)	<p>市長へ「提言書」手交</p>

横手市行財政改革推進委員会

委員

(五十音順・敬称略)

委員会職	氏名
委員長	武内 正純
副委員長	泉谷 好子
副委員長	小西 政男
委員	今野 貢子
	木村 由美子
	小松 郁美
	佐藤 和子
	高橋 幸子
	高橋 亮子
	長里 英樹
	根本 聡
	若林 勲
渡辺 清彦	

任期：平成20年1月7日から平成22年1月6日

参与委員

所属	職名	氏名
大森地域局 地域振興課	副主幹	村上 伸夫
平鹿地域局 市民福祉課	主査	木村 節子

事務局 (平成20年度)

所属	職名	氏名
総務企画部	部長	鈴木 信好
総務企画部 経営企画課	課長	高橋 賢一
総務企画部 経営企画課	副主幹	首藤 正己
総務企画部 経営企画課	副主査	森田 博範
総務企画部 経営企画課	副主査	佐藤 大
総務企画部 経営企画課	副主査	高田 寛久
総務企画部 経営企画課	副主査	小川 真貴子

TEL : 0182-35-2164 (直通) / FAX 0182-33-6061
E-mail : kikaku@city.yokote.lg.jp

横手市行財政改革推進委員会 補助金抽出調査 日程表

6月26日(木)

A班

時間	番号	分類	補助金の名称	部局	担当課室所	担当者職名	担当者氏名	内線番号
9:00~9:20	開会・作業の説明							
9:20~9:50	A-1	防犯	横手市暴力追放委員会補助金	総務企画部	総務課	主事	小松 正衛	1026
9:50~10:20	A-2	福祉	社会福祉団体助成費補助金	福祉環境部	社会福祉課	主査	佐々木 寛己	1661
10:20~10:50	A-3	商工業	山内杜氏組合補助金	山内地域局	産業振興課	主査	高橋 勝	1541
10:50~11:00	休 憩							
11:00~11:30	A-4	商工業	山内建設技能者組合補助金	山内地域局	地域振興課	主査(チーフ)	中村 広幸	1511
11:30~12:00	A-5	除雪	町内会等除雪活動費補助金	建設部	建設監理課	主査	佐藤 雅義	6012
12:00~13:20	休 憩							
13:20~13:50	A-6	社会教育	横手市連合婦人会事業補助金	教育委員会	生涯学習課	副主幹(チーフ)	高橋 功	1811
13:50~14:20	A-7	林業	緑化推進委員会補助金	産業経済部	農林整備課	主査(チーフ)	佐藤 豊	2523
14:20~14:50	A-8	環境	横手市生活環境対策事業補助金	福祉環境部	環境課	主査	眞田 渉	1623
14:50~15:00	休 憩							
15:00~15:30	A-9	農業	需給調整集落推進補助金	産業経済部	農政課	副主幹(チーフ)	三浦 一雄	2513
15:30~16:00	A-10	統計調査	横手市統計調査員協議会補助金	総務企画部	経営企画課	副主査	高田 寛久	1055
16:00~16:30	全体での意見交換・閉会							

B班

時間	番号	分類	補助金の名称	部局	担当課室所	担当者職名	担当者氏名	内線番号
13:00~13:20	開会・作業の説明							
13:20~13:50	B-1	農業	有害鳥獣駆除事業費補助金	産業経済部	農林整備課	主査(チーフ)	佐藤 豊	2523
13:50~14:20	B-2	環境	横手市環境美化推進員連絡協議会補助金	横手地域局	市民課	主任	石橋 大輔	2128
				福祉環境部	環境課	主査	眞田 渉	1623
14:20~14:50	B-3	林業	アメシ口防除対策事業費補助金	雄物川地域局	産業振興課	主査(チーフ)	塩田 正秋	3143
				産業経済部	農林整備課	主査(チーフ)	佐藤 豊	2523
14:50~15:00	休 憩							
15:00~15:30	B-4	社会体育	十文字マラソン大会補助金	教育委員会	スポーツ振興課	副主幹(チーフ)	松本 和弘	1230
15:30~16:00	B-5	農業	集落営農組織育成総合支援事業補助金	産業経済部	農政課	副主査	飯野 由和	2512
16:00~16:30	全体での意見交換・閉会							

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手地区暴力追放推進委員会補助金					
補助金の目的 (何のために)	平穏な日常生活を脅かす暴力行為を追放するため、総合的かつ効果的な対策を協議し、実践して住民の福祉に寄与し明るく住みよい社会環境をつくるため。					
事業対象者 (誰のために)	横手地区暴力追放推進委員会員を通じて二次的に受益者は全市民	対象者数				
事業の内容 (何を行うのか)	暴力行為の追放普及 街頭での監視活動 暴力追放への広報活動					
事業による効果 (その成果は)	市民の暴迫思想の高揚が図られた 委員の暴迫知識の向上が図られ、士気も高まった					
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表14)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手地区暴力追放推進委員会	代表者 氏名		
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数		
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数		
6月22日	総会		70	21		
12月22日	年末年始特別警戒活動		100	21		
2月15日	かまくら祭り暴力追放キャンペーン		150	21		
19 年度決算 (見込)	【 収 入 】		【 支 出 】			
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	100	運営費	会議費	125	総会等
	前年繰越金	264		事務費	12	事務費、消耗品費
	県補助金	110	県民会議から	事業費	363	普及啓蒙費等
	助成金	100	遊技場防犯協会	旅費	32	高速・燃料代
	その他	114	協賛費	予備費	1	弔電
計	688		計	533		
過去の補助実績	平成17年度 100千円	平成18年度 100千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名	総務企画部 総務課		
これまでの 見直し状況	なし					
廃止した場合 考えられる影響	暴力追放委員会の活動縮小 住民の暴迫思想の低下・暴力団関係者の流入 暴力事件の発生増加					

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	社会福祉団体助成費補助金						
補助金の目的 (何のために)	横手市が、横手市社会福祉協議会が行う各種団体に支出する補助金に対する間接補助金で、各種団体の一層の活動強化を進めるもの						
事業対象者 (誰のために)	市内9福祉団体				対象者数		
事業の内容 (何を行うのか)	横手市社会福祉協議会に対する補助金支出						
事業による効果 (その成果は)	各福祉団体は、各団体や地域の特性を生かした福祉増進のための活動を展開しているが、各種参加費等の自主財源のみの活動には限界があるため、市及び市社会福祉協議会からの支援により活動が強化されているところである。						
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称			
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手市社会福祉協議会		代表者 氏名	佐々木義広	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数		人	担当職員の事務局 業務の従事日数	日	
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数	
	補助金の支出				1941		
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】			
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	
	市補助金	1232		補助金	1941	9福祉団体へ補助	
	前年繰越金						
	社会福祉協議	709					
	計	1941		計	1941		
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有	無	
補助金交付開始後 の経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		福祉環境部 社会福祉課		
これまでの 見直し状況	合併前の旧市町村で福祉団体へ直接補助していたものや、各社会福祉協議会を通して補助していたものを、全て社会福祉協議会を通じた間接的な補助へと合併を機に一本化した。 一部団体への補助金については他の補助金と統合するなど、整理統合を進めている。						
廃止した場合 考えられる影響	市が間接補助する9団体は、それぞれ自主財源に乏しい団体であり、廃止は活動を大きく減退させるものと考えられる。						

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	山内杜氏組合補助金				
補助金の目的 (何のために)	山内杜氏組合の円滑な運営のため				
事業対象者 (誰のために)	山内杜氏組合 組合員	対象者数	206		
事業の内容 (何を行うのか)	山内杜氏組合運営費の一部補助として				
事業による効果 (その成果は)	毎年7～8月に組合員(蔵人)対象の「酒造講習会」を行い、酒造技術の取得、向上を目的に活動している。				
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 無	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表261)	
補助金交付先	団体 個人	団体名	山内杜氏組合	代表者 氏名 組合長 高橋 徳保	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数	
月 日	平成19年度の主な事業実績			事業費(千円) 対象者数	
8月2日～ 8月5日	酒造講習会		1,150	206	
18 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】	
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円) 内 容
	市補助金	400		会議費	281 総会、役員会
	前年繰越金	639		事務費	1,602 負担金納入、印刷費、役員手当等
	組合費	2,120	年会費、講習負担金	事業費	787 講習会等
	各団体補助金	424	県酒造組合、日酒中央会	特別基金	504 山内杜氏会館建設のための基金積立
	寄付金	118		予備費	100
	雑収入	104			
	計	3,805		計	3,274
過去の補助実績	平成17年度 500 千円	平成18年度 400 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下	11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名			
これまでの 見直し状況	平成18年度:平成17年度比 20% 平成19年度:平成18年度比 10%				
廃止した場合 考えられる影響	市からの補助金により円滑な運営が行われていると思われる。廃止した場合は講習会の内容、組合の活動内容について相応な見直しが必要になるとと思われる。				

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	山内建設技能者組合補助金				
補助金の目的 (何のために)	組合の各事業推進と組織の強化、また、組合員の技術の向上を目的とする。 (旧山内村当時から毎年8月に行っている奉仕活動に対しての補助の意味合いが大きい)				
事業対象者 (誰のために)	山内建設技能者組合員	対象者数	40		
事業の内容 (何を行うのか)	・通常総会 ・雄平木災防総会安全大会等各種会議講習会への参加 ・安全パトロール ・労働安全衛生研修 ・奉仕活動				
事業による効果 (その成果は)	・組合各事業が円滑に推進される。 ・奉仕活動にあっては、山内庁舎、小中学校、保育所等の公共施設の修繕を中心に、一人暮らし老人住居の修繕を行っていただいている。				
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表258)	
補助金交付先	団体 個人	団体名	山内建設技能者組合	代表者 氏名	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数	
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数	
3月21日	通常総会		134	23	
8月20日	奉仕活動、労働安全衛生研修会		98	25	
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】	
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)
	市補助金	90		総会費	134
	前年繰越金	5		会議費	50
	会費	210	42人×5000円	事業費	98
	総会費	92	23人×4000円	事務費	40
	雑収入	170	懇親会費、ご祝儀他	負担金	75
	計	567		その他	92
計			計	489	
過去の補助実績	平成17年度 100千円	平成18年度 100千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有	無
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下	11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		
これまでの 見直し状況	従来より定額100千円を補助、19年度1割減の90千円、20年度1割減の80千円				
廃止した場合 考えられる影響	・奉仕活動がなくなる可能性が大きい ・不景気で建設技能者の仕事が少なくないうえに、市町村合併により地域内の仕事が減ったという組合員の批判				

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	町内会等除雪活動補助金						
補助金の目的 (何のために)	市民との協働による防雪都市づくりの推進を図るため						
事業対象者 (誰のために)	町内会、集落及びその他これに順ずる団体				対象者数		
事業の内容 (何を行うのか)	市道及び不特定多数が通行する公衆用道路等の除排雪を行うための施設を設置し、または除雪機械等を購入しようとする経費に対し補助金を交付する						
事業による効果 (その成果は)	市道及び不特定多数が通行する公衆用道路等の冬期間の交通確保						
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市町内会等除雪活動費補助金交付 要綱		
補助金交付先	団体 個人	団体名	計 3団体		代表者 氏名		
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数		人	担当職員の事務局 業務の従事日数	日	
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数	
11月9日	消雪パイプ設置				1,026	14戸	
11月27日	消雪パイプ設置				1,294	2戸	
12月21日	除雪機購入				1,218	7戸	
19 年度決算 (見込)	【 収 入 】			【 支 出 】			
	区 分	金額(千円)	内 容		区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	1,197			工事費・機 械購入費	3,538	
	自己資金	2,341					
	計	3,538			計	3,538	
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 2,891 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有	無	
補助金交付開始後 の経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		建設部 建設監理課		
これまでの 見直し状況	合併時に同様または類似の補助制度を有する市町村と有しない町村があり調整に難航したが、最終的に旧横手市の制度を基本として要綱が作られ、18年4月から適用されている。現在制度の全市的な周知浸透を図っている段階であり、合併後の見直しは行われていない。						
廃止した場合 考えられる影響	市民協働の雪対策の柱が失われるだけでなく、冬期間の生活道路の確保に支障が生じることが懸念される。また、この制度は市等が整備した消融雪施設の電気料負担(原則2分の1)の制度とトータルで構築されており、廃止した場合これと均衡を失うことになる。						

【他8地域局の交付状況】 調査時は個別の補助金調書にて比較いたしました。

補助金交付先	横手地域局			増田地域局			平鹿地域局			雄物川地域局		
	計 73団体			計 0団体			計 19団体			計 105団体		
平成19年度の 主な事業実績	月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業	
			消融雪施設の燃料費補助(灯油、電気)					11月下旬~ 3月下旬	消雪パイプ、融雪溝、流雪溝及び融雪槽 施設、除雪機械による除排雪			運営管理費補助金(電気料)
											施設設置費補助金(修繕料)	
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	1,957		市補助金			市補助金	1,005		市補助金	5,243	
	計	1,957		計	0		計	1,005		計	5,243	
	【支出】			【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
計	0		計	0		計	0		計	0		
過去の補助実績	平成17年度 8,047千円	平成18年度 919千円		平成17年度 千円	平成18年度 千円		平成17年度 0千円	平成18年度 1,346千円		平成17年度 4,856千円	平成18年度 6,782千円	

	大森地域局			十文字地域局			山内地域局			大雄地域局			
補助金交付先	計 14団体			計 39団体			計 0団体			計 27団体			
平成19年度の 主な事業実績	月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業		
			公衆用道路等の冬期間の交通確保			消融雪施設の管理運営(電気料及び修理費)							流雪溝の管理運営に要する経費(電気料、修繕料)
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】			【収入】			
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	
	市補助金	657		市補助金	3,599		補助金			補助金	1,421		
	計	657		計	3,599		計	0		計	1,421		
	【支出】			【支出】			【支出】			【支出】			
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	
計	0		計	0		計	0		計	0			
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 千円		平成17年度 千円	平成18年度 千円		平成17年度 千円	平成18年度 千円		平成17年度 千円	平成18年度 千円		
		691		220	2,618					715	994		

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市連合婦人会事業補助金					
補助金の目的 (何のために)	地区婦人会の均衡ある組織強化と活動の活性化を推進し、男女共同参画社会の推進や家庭生活の向上、高齢化社会への対応、地域住民の健康づくりなどを図るためのもの					
事業対象者 (誰のために)	婦人会会員	対象者数	3,200			
事業の内容 (何を行うのか)	・消費者問題研修会の開催 ・講演会や講習会、スポーツ大会などの実施 ・秋田わか杉国体におけるプレゼント品の作製など					
事業による効果 (その成果は)	婦人会活動を通じての明るい住みよい地域づくりはもちろん、地区婦人会活動の活性化に役立っている					
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表194)			
補助金交付先	団体 個人	団体名 横手市連合婦人会	代表者 氏名 佐野洋子			
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	担当職員の事務局 業務の従事日数			
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円) 対象者数			
11/8	消費者問題研修会		80 150			
年間	各地区婦人会における各種事業		697			
19 年度決算 (見込)	【収入】		【支出】			
	区分	金額(千円)	内容			
	市補助金	859	事業費	80		
	前年繰越金	129	地区活動費	697	市内8地区婦人会	
	助成金	55	県地域婦人会	負担金	527	県地域婦人会
	会費	527		事務費等	140	
	雑入	1				
計	1,571		計	1,444		
過去の補助実績	平成17年度 1,290千円	平成18年度 1,290千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下	11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名	教育委員会 生涯学習課		
これまでの 見直し状況	補助金額の見直し 平成18年度 1,290千円 平成19年度 859千円 平成20年度 747千円					
廃止した場合 考えられる影響	・組織の弱体化と婦人会活動の衰退					

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	緑化推進委員会補助金						
補助金の目的 (何のために)	郷土の緑化を推進し、住みよい生活環境をつくり、人間性を豊かにする。						
事業対象者 (誰のために)	市民一般				対象者数	市民一般	
事業の内容 (何を行うのか)	緑化推進委員会の活動費に充てる。						
事業による効果 (その成果は)	平成19年度は募金総額2,485,052円。これらにより、緑化推進運動助成やグリーンアップ事業(苗木配布)等を実施し、緑化推進に寄与。						
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金交付要綱104		
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手市緑化推進委員会		代表者 氏名	近江湖静	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	3	人	担当職員の事務局 業務の従事日数	10日	
月日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数	
10月	横手市桜沢町内公園愛護会ソメイヨシノ7本植樹				84		
11月3日	平鹿町リンゴ味覚まつりゴールドクレスト100本配布				84		
11月8日	大森地区会議 ソメイヨシノ10本植樹				95		
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】			
	区分	金額(千円)	内容		区分	金額(千円)	内容
	市補助金	100			推進事務費	9	
	前年繰越金	223			森林整備費	15	
	募金収入	2485			緑化推進費	966	
	雑入	2			募金資材購入		
					会議費	128	
				県上納金	855		
	計	2810			計	1973	
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 128千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上~10年以下		11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		産業経済部 農林整備課		
これまでの 見直し状況							
廃止した場合 考えられる影響	補助金は団体の運営費であるため、この補助金を元に会が活動し、募金活動や緑化推進活動がおこなわれている。したがって、運営の手元が皆無になれば活動が停滞し、募金活動や緑化推進活動が停滞するのは明らかである。						

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市生活環境対策事業補助金						
補助金の目的 (何のために)	ごみの減量化推進、生活環境保全及びに公衆衛生の向上のため						
事業対象者 (誰のために)	生ごみ処理器:市内に住所を有し、現に居住しているもの。ごみ集積所:整備した集積所を利用する市民の所属する町内会長					対象者数	
事業の内容 (何を行うのか)	生ごみ処理器購入への補助:購入価格の2分の1以内、ただし電動処理機能を有するもの上限25,000円、その他上限5,000円 ごみ集積所整備への補助:1箇所当りの整備費用の3分の2以内、ただし上限60,000円						
事業による効果 (その成果は)	生ごみ処理器 生ごみ排出量の削減。ごみ集積所整備 生活環境保全及びに公衆衛生の向上						
補助金交付の 根拠法令等	法律	条例	規則	根拠法令 等の名称	横手市生活環境対策事業補助金交付要綱		
補助金交付先	団体 個人	団体名	市内各町内会			代表者 氏名	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数		人	担当職員の事務局 業務の従事日数		日
月 日	平成19年度の主な事業実績					事業費(千円)	対象者数
	ごみ集積所整備への補助					2,550	52団体
	生ごみ処理器(電動)購入への補助					532	23名
	生ごみ処理器(電動以外)購入への補助					55	12名
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】			
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	
	市補助金	3,137		負担金補助及び交付金	3,137	ごみ集積所 2,550千円	
	前年繰越金			(補助金)		生ごみ処理器 587千円	
	計	3137		計	3,137		
過去の補助実績	平成17年度 2,776千円	平成18年度 4,188千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無			有	無
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上~10年以下		11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		福祉環境部 環境課		
これまでの 見直し状況	なし。平成27年度統合処理施設稼働時見直し予定。						
廃止した場合 考えられる影響	生ごみ排出量の増加、生活環境及び公衆衛生の悪化。						

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	需給調整集落推進補助金						
補助金の目的 (何のために)	生産調整及び産地づくり対策を円滑に推進するため、生産調整方針作成者が実施する推進活動を助成する。						
事業対象者 (誰のために)	生産調整方針作成者(JA、集荷業者)			対象者数	13		
事業の内容 (何を行うのか)	生産調整目標を確実に達成するため、方針作成者が実施する集落、農家との座談会経費や各種通知、啓発資料作成に係る活動経費に対し助成を行う。 助成内訳: 参画農家戸数割 生産調整実施面積割						
事業による効果 (その成果は)	・生産調整の目標達成と産地づくり対策の有効活用 ・農家の意識改革(生産調整達成の啓蒙)						
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表319)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	生産調整方針作成者		代表者 氏名		
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数		人	担当職員の事務局 業務の従事日数		
月 日	平成19年度の主な事業実績			事業費(千円)	対象者数		
平成19年度	戸数割、面積割にて助成		実施戸数8,761	面積 356ha	8,819	13	
19 年度 決算 (見込)	【収入】			【支出】			
	区分	金額(千円)	内容		区分	金額(千円)	内容
	市補助金	8,819	上記のとおり		市補助金		
	前年繰越金						
	計	8,819			計		
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		産業経済部 農政課		
これまでの 見直し状況							
廃止した場合 考えられる影響	米生産目標数量の大幅減少により、生産調整について、農家の理解が得にくい状況下、方針作成者の取り込み活動は、対策推進の原動力となっている。廃止の場合は、目標達成が困難になることが危惧される。						

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市十文字町統計調査員協議会補助金				
補助金の目的 (何のために)	統計調査員活動の育成、統計調査普及啓発の支援調査員の相互連携と資質の向上を図る。				
事業対象者 (誰のために)	統計調査員	対象者数	市民		
事業の内容 (何を行うのか)	統計調査員の確保活動。 自己研鑽のための研修会の開催。 各種研修会への参加。				
事業による効果 (その成果は)	統計調査員の確保が困難な社会情勢の中、組織化された統計調査員協議会活動は、統計調査員の確保・育成につながり、統計調査を円滑に推進できる。				
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表7)
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手市十文字町統計調査員 協議会	代表者 氏名	熊谷三郎
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	3人	担当職員の事務局 業務の従事日数	30日
月日	平成19年度の主な事業実績			事業費(千円)	対象者数
5月25日	総会			35	108
随時	研修会(7/4、11/29、3/12)			68	22
随時	各種統計調査(商業・就業構造・工業)への協力				21
19 年度 決算 (見 込)	【収入】			【支出】	
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円) 内容
	市補助金	27		総会費	35 弁当代等
	前年繰越金	27		研修費	68 飲食代
	研修会費等	51	個人負担金等		
	計	105		計	103
過去の補助実績	平成17年度 30千円	平成18年度 30千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有	無
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下	11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名	総務企画部 経営企画課	
これまでの 見直し状況	平成19年度補助金の見直し(対前年度の10%減) H19年度27,000円(H18年度30,000円)				
廃止した場合 考えられる影響	協議会の運営が成り立たなくなり、今後の統計調査員確保及び調査員の資質の低下に繋がる恐れがある。 統計調査員の確保及び資質の向上は、横手市全域の課題である。				

担当課 総務企画部 経営企画課 担当者 高田寛久 内線 1055

番号 43

財源別分類 市単

目的別分類 事業(他)

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市平鹿町統計調査員協議会補助金					
補助金の目的 (何のために)	統計調査員活動の育成、統計調査普及啓発の支援調査員の相互連携と資質の向上を図る。					
事業対象者 (誰のために)	統計調査員	対象者数	市民			
事業の内容 (何を行うのか)	統計調査員の確保活動。 自己研鑽のための研修会の開催。 各種研修会への参加。 表彰(平鹿町統計協議会会長表彰)の実施					
事業による効果 (その成果は)	統計調査員の確保が困難な社会情勢の中、組織化された統計調査員協議会活動は、統計調査員の確保・育成につながり、統計調査を円滑に推進できる。					
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 無			
	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表7)				
補助金交付先	団体 個人	団体名	代表者 氏名			
		横手市平鹿町統計 協議会	伊藤彰英			
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	担当職員の事務局 業務の従事日数			
		3 人	30 日			
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)			
4月13日	総会・講演会		58			
随時	研修会(4/13、6/28、7/25、3/12)		165			
随時	各種統計調査(商業・就業構造・工業)への協力		17			
19 年度 決算 (見 込)	【 収 入 】			【 支 出 】		
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	27		総会・役員会費	241	飲食代
	前年繰越金	134		研修会	165	チケット代・飲食代
	会費	333	個人負担金等	報償費	46	会長表彰受賞者記念品
	雑入	50				
	計	544		計	452	
過去の補助実績	平成17年度 69 千円	平成18年度 30 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下	11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名	総務企画部経営企画課		
これまでの 見直し状況	平成19年度補助金の見直し(対前年度の10%減) H19年度27,000円(H18年度30,000円)					
廃止した場合 考えられる影響	協議会の運営が成り立たなくなり、今後の統計調査員確保及び調査員の資質の低下に繋がる恐れがある。 統計調査員の確保及び資質の向上は、横手市全域の課題である。					

担当課 経営企画課 担当者 高田寛久 内線 1055

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	有害鳥獣駆除事業費補助金					
補助金の目的 (何のために)	農林水産物に対する野生鳥獣による被害拡大を阻止するとともに、有害鳥獣駆除を安全に実施。地域の生態系を保全する。					
事業対象者 (誰のために)	増田地区住民	対象者数	市民一般			
事業の内容 (何を行うのか)	野生鳥獣による農林水産物への被害防止活動					
事業による効果 (その成果は)	農林水産物に対する野生鳥獣による被害拡大を阻止するとともに、有害鳥獣駆除を安全に実施し、地域の生態系を保全した。					
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 無	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表108)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手市増田獺友会	代表者 氏名 会長 藤原良雄		
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数		
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数		
4月~5月	クマ生息調査		20	10		
6・22~7・21	有害鳥獣駆除(クマ)		50	60		
7・21~8・21	有害鳥獣駆除(カラス)		30	200		
19 年度決算 (見込)	【 収 入 】		【 支 出 】			
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	90		会議費	32	総会、役員会費
	前年繰越金	4		事業費	114	射撃大会、練成会
	会費	60	20人分	事務費	1	
	雑入	1	預金利息等	雑費	8	負担金ほか
	計	155		計	155	
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 90千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上~10年以下		11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名	産業経済部 農林整備課 (増田地域局 産業振興課)		
これまでの 見直し状況	特に無し。					
廃止した場合 考えられる影響	野生鳥獣による農林水産物への被害が拡大するおそれがある。					

【他6地域局の交付状況】 調査時は個別の補助金調書にて比較いたしました。

補助金交付先	横手地域局			平鹿地域局			雄物川地域局			大森地域局		
	横手地区猟友会			平鹿町猟友会			横手市猟友会雄物川支部			大森猟友会		
平成19年度の 主な事業実績	月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業	
	5月1日ほか	有害鳥獣駆除(9回実施)		7月22日ほか	横手市射撃大会ほか		7月22日ほか	横手市射撃大会		10月22日ほか	総会、役員会	
	6月10日ほか	射撃訓練実施報告		10月25日ほか	事故防止協議会、事故防止大会		10月25日ほか	事故防止協議会、事故防止大会		9月から10月	有害鳥獣駆除(クマ)	
	5月30日ほか	市有害駆除協力費		5月30日ほか	共同駆除事業		7月24日ほか	共同駆除事業		5月～6月	有害鳥獣駆除(カラス)	
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	150		市補助金	108		市補助金	100		市補助金	100	
	前年繰越金	757		前年繰越金	177		前年繰越金	625		前年繰越金	72	
	会費	440		会費	408	43人分	会費	156	26人分	会費	266	23人分
	助成金	200	共済組合	助成金	162	預金利息等	助成金	60	預金利息等	雑入	36	預金利息等
				繰入金	500		射撃大会費	78		その他助成金	160	共済組合ほか
				その他	147	諸収入	その他	265	賃金210、雑入54			
	計	1,547		計	1,502		計	1,284		計	634	
	【支出】			【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	会議費	169	総会、役員会費	会議費	169	総会、役員会費	会議費	213	総会、役員会費	会議費	176	総会、役員会費
	事業費	410	射撃大会、巻狩り	事業費	102	射撃大会、うさぎ狩り	事業費	338	射撃大会、巻狩り	事業費	105	射撃大会、駆除事業
	事務費	115		事務費	64		事務費	226		事務費	64	旅費ほか
雑費	715	慶弔費ほか	雑費	228	保険料ほか	雑費	11		雑費	279	駆除謝礼ほか	
負担金	138	体協負担金ほか	繰出金	500								
			負担金	10	市猟友会負担金							
計	1,547		計	1,073		計	788		計	624		
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 150千円		平成17年度 千円	平成18年度 108千円		平成17年度 千円	平成18年度 100千円		平成17年度 千円	平成18年度 100千円	

十文字地域局

山内地域局

補助金交付先	十文字町猟友会			山内猟友会		
	月 日	主な事業		月 日	主な事業	
平成19年度の 主な事業実績	6月2日ほか	十文字射撃大会(6・2)、横手射撃大会(7・22)			鳥獣有害駆除事業	
	1月12日ほか	練成会(1・12、2・10)			キジ・ヤマドリの放鳥	
	6月2日ほか	総会(6・2)、役員会(9・28、1・12、4・25)			総会・役員会	
平成19年度決算 (見込)	【 収 入 】			【 収 入 】		
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	80		市補助金	40	
	前年繰越金	125		前年繰越金	88	
	会費	182	26人分	会費	306	28人分
	雑入	35	預金利息等	助成金	53	
				その他	118	
	計	422		計	605	
	【 支 出 】			【 支 出 】		
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	会議費	136	総会、役員会等	会議費	225	総会、役員会
	事業費	97	射撃大会、練成会	事業費	179	駆除費、事故防止対策費
	事務費	41		事務費	73	
雑費	9		雑費	8		
計	283		計	485		
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 千円		平成17年度 千円	平成18年度 千円	

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市環境美化推進員連絡協議会補助金					
補助金の目的 (何のために)	横手市内の廃棄物の減量等に関する活動、並びに地域環境美化推進組織の活動及びその運営を育成助長し、相互連携を図ることで、横手市の環境美化推進に寄与している団体の活動をサポートするため					
事業対象者 (誰のために)	横手地域を生活圏とする市民	対象者数	市民			
事業の内容 (何を行うのか)	・廃棄物減量等に関する市の施策への協力 ・環境美化事業の推進及び公衆衛生思想の普及並びに関係機関との連絡連携 ・研修会、講習会及び大会等の開催又は参加 ・優良団体の紹介及び表彰 ・廃棄物処理及び環境美化事業に関する調査研究 ・横手川等クリーンアップの実施 ・その他					
事業による効果 (その成果は)	横手市の環境美化の推進、廃棄物減量化への寄与、環境美化に対する意識の高まり					
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表215)			
補助金交付先	団体 個人	団体名 横手市環境美化推進員連絡協議会	代表者 氏名 鎌田 勲一(5/21迄)			
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	2 人 担当職員の事務局 業務の従事日数 180 日			
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円) 対象者数			
6月3日	第35回横手川等クリーンアップ実施		84千円 参加者 6000人			
6月~11月	「目指せ国体クリーンアップ」事業協力		600人			
9月10月	ごみ減量化推進月間		113千円 全市民			
19 年度決算 (見込)	【 収 入 】		【 支 出 】			
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	1,170,000		会議費	258,413	記念品・賞状他
	前年繰越金	227,515		事業費	259,419	クリーンアップ・啓発活動他
	諸収入	18,896	横手川フェスタより、利子	印刷費	176,610	会報印刷
				事務費	32,872	はがき・ラベル他
				活動費	14,694	看板製作
			負担金	2,100	環境あきた県民フォーラム	
	計	1,416,411		計	744,108	
過去の補助実績	平成17年度 1,300,000 千円	平成18年度 1,300,000 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無		
補助金交付開始後の経過年数	5年以下		6年以上~10年以下	11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名		福祉環境部 環境課		
これまでの 見直し状況	平成19年度に1,170千円に減額					
廃止した場合 考えられる影響	不法投棄や犬の散歩のマナー等への啓発活動に対する要望が年々増加している現状。一定額の予算を確保して継続的な活動をしていく必要がある。廃止した場合、環境美化活動のあり方そのものに大きな影響が発生する。(H19は国体クリーンアップ事業があったため、事業費は例年よりもかなり低くなっています)					

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	アメシロ防除対策事業費補助金				
補助金の目的 (何のために)	各集落単位でアメシロ駆除のため共同で薬剤散布や枝葉の切り取り等の防除を行い、樹木の緑を守り保護していく (発生時期2回：6月、8月)				
事業対象者 (誰のために)	各集落単位の全世帯(雄物川町全域)	対象者数	全世帯		
事業の内容 (何を行うのか)	各集落単位で一斉にアメシロ防除に取り組む				
事業による効果 (その成果は)	共同活動(防除)により、各集落において環境保全のため、地域を守っていきこうという意識向上が図られている。				
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 無	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表78)	
補助金交付先	団体 個人	団体名	各集落	代表者 氏名 各集落代表者	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数 日	
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数	
6月中	33集落によるアメシロ防除活動		960	1680	
8月下旬~ 9月上旬	25集落によるアメシロ防除活動		785	1601	
19 年度 決算 (見 込)	【 収 入 】			【 支 出 】	
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円) 内 容
	市補助金	656	200円×3281戸	薬剤費	262 薬剤購入費
	前年繰越金			機械借上料	372 防除機借上
	集落会計	1,089	第1化期 33集落 第2化期 25集落	謝礼・賃金	944 作業賃金
				燃料費等	167 ガソリン、マスク等
	計	1,745		計	1,745
過去の補助実績	平成17年度 646 千円	平成18年度 675 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有	無
補助金交付開始後 の経過年数	5年以下		6年以上~10年以下	11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名	産業経済部 農林整備課	
これまでの 見直し状況	特になし				
廃止した場合 考えられる影響	地域においてアメシロ防除に対する取り組みへの関心の低下が懸念される。 今後の提案とし、補助金を1団体、年度1回に限ること、若しくは単価を減額 するなどの案も考えられる。				

【他5地域局の交付状況】 調査時は個別の補助金調書にて比較いたしました。

	横手地域局			増田地域局			平鹿地域局			十文字地域局		
補助金交付先	横手地域局管内の町内会			各集落			防除実施各町内			各町内会		
平成19年度の 主な事業実績	月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業	
			般若寺部落会 外12町内会に補助金を交付	7月14日	中七日町・本町町内会アメシロ共同防除		一回実施	6集落				町内会による共同防除
				7月15日	土肥館町内会アメシロ共同防除		二回実施	58集落				
				9月16日	本町町内会アメシロ共同防除							
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	194	補助金	市補助金	36	1世帯当り200円	市補助金	874		市補助金	967	
	前年繰越金			前年繰越金			前年繰越金			前年繰越金		
	自己負担	117	町内会負担	町内会費等	196		自己負担	68				
	計	311		計	232		計	942		計	967	
	【支出】			【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	薬品代	58		作業賃金	196		防除費	942				
	労務費	138		薬剤代	32							
	消耗品	16		事務費	4							
	借上代	95										
燃料費	4											
計	307		計	232		計	942		計	0		
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 千円		平成17年度 千円	平成18年度 千円		平成17年度 千円	平成18年度 千円		平成17年度 千円	平成18年度 千円	
		195			19		1,173	925			885	
これまでの 見直し状況	平成18年度より産業振興課で事業実施。合併前は都市計画課で実施し農薬を配布。現在は農薬取締法の改正により農薬配布が出来なくなったため金額での補助に切り替え。			以前は薬剤を補助していたが1世帯当り200円の補助に切り替えた。			18年度より薬剤配布から一戸当たり1回200円の補助金			なし		
廃止した場合 考えられる影響	アメシロによる樹木への被害拡大			共同防除の回数が減り(無くなり)桜等の樹木がアメリカシロヒトリによって被害を受ける可能性がある。						共同防除ができなくなった場合、個人での対応では樹木の緑を守り保護するには限界がある		

大雄地域局

補助金交付先	農政推進員		
平成19年度の 主な事業実績	月 日	主な事業	
	6月1日～ 9月16日	アメシロ防除	
平成19年度決算 (見込)	【 収 入 】		
	区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	339	防除一回/一戸/200F
	実施主体負担	336	地元負担
	計	675	
	【 支 出 】		
	区 分	金額(千円)	内 容
	薬品代	150	防除薬品等
	人件費	484	防除賃金
その他	38	写真等	
計	672		
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 362 千円	
これまでの 見直し状況	合併時補助金単価の統一		
廃止した場合 考えられる影響	防除実施地区の減少に伴い樹木への大きな被害が 予想される。		

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	十文字マラソン大会補助金			
補助金の目的 (何のために)	マラソン大会を通じて、市民へのスポーツの啓蒙及び地域観光事業への貢献をする。			
事業対象者 (誰のために)	マラソン愛好者、小学生・中学生・高校生・一般男女	対象者数	400	
事業の内容 (何を行うのか)	十文字陸上競技場を中心に各コースを設定し実施している。 小学生男女1.5km、中学生男女・高校一般女子3km、高校一般男子5km			
事業による効果 (その成果は)	参加者の健康増進。 開催日が「さくらんぼ祭り」期間であり、観光事業の一役を担っている。			
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 無	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表205)
補助金交付先	団体 個人	団体名	十文字マラソン実行委員会	代表者 氏名 会長 加藤俊和
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数
6月24日	第49回十文字マラソン大会兼第22回十文字さくらんぼマラソン大会		517	400
19 年度決算 (見込)	【収入】		【支出】	
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
	市補助金	135	報償費	330
	前年繰越金	40	需用費	170
	参加費	283	役務費	12
	負担金	60	予備費	5
	協賛金等	43		
計	561	計	517	
過去の補助実績	平成17年度 150千円	平成18年度 150千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下	11年以上
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名	教育委員会 スポーツ振興課 (十文字生涯学習センター)	
これまでの 見直し状況	実績等を参考に毎年見直しを行なっている。 前年度比13%削減。			
廃止した場合 考えられる影響	地域力の低下。 競技愛好者の減少。			

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	まつたけマラソン大会補助金					
補助金の目的 (何のために)	マラソンを通じて、健康の増進・体力の向上を図るとともに広く参加者の交流を深めまた、横手市のPRの一役を担う。					
事業対象者 (誰のために)	マラソン愛好者、中学生男女から一般男女を募集			対象者数	700	
事業の内容 (何を行うのか)	雄物川体育館及び雄物川地域局を基点として、特設コースを設置し実施。 中学生男女・高校以上男女 5km、高校以上男女10km、一般男子20km					
事業による効果 (その成果は)	参加者の健康増進。 まつたけの収穫期の10月に実施することにより、横手市雄物川を広くPRする。					
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表203)	
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手市雄物川まつたけマラソン 実行委員会		代表者 氏名	実行委員長 小沢秀宏
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数		1人	担当職員の事務局 業務の従事日数	45日
月日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数
	昨年度未実施					
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金					
	前年繰越金					
	計			計		
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 1,282千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有	無
補助金交付開始後 の経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		教育委員会 スポーツ振興課 (雄物川生涯学習センター)	
これまでの 見直し状況	19年度未実施のため、18年度補助額より22%削減。					
廃止した場合 考えられる影響	地域力の低下。					

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	あやめマラソン大会補助金						
補助金の目的 (何のために)	「あやめ祭り」の期間中に行なう87回目を数えるマラソン大会を通じて、健康の増進・体力の向上を図るとともに広く参加者の交流を深め、また、横手市のPRの一役を担う大会。						
事業対象者 (誰のために)	中学生、高校生、一般の男女			対象者数	400		
事業の内容 (何を行うのか)	7月に平鹿農業者トレーニングセンターを中心にマラソンコースを設定し実施する。 中学校男女3km、一般男子・高校男子10km、一般男子年代別・高校及び一般女子5km、親子ペア3km						
事業による効果 (その成果は)	市民のスポーツに対する関心を深め、参加者の健康の増進につながっている。						
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表202)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手市陸上競技連盟平鹿支部		代表者 氏名	支部長 伊藤勝利	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数		人	担当職員の事務局 業務の従事日数	日	
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数	
	昨年度未実施						
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】			
	区分	金額(千円)	内容		区分	金額(千円)	内容
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 600千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		教育委員会 スポーツ振興課 (平鹿生涯学習センター)		
これまでの 見直し状況	補助金額について、内容及び実績を考慮し見直しを行ってきた。 18年度から22%削減。						
廃止した場合 考えられる影響	87回を数える大会を運営してきた地域力の低下。 競技愛好者の減少。						

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	集落営農組織育成総合支援事業補助金						
補助金の目的 (何のために)	新規設立集落営農組織の経理の一元化を支援する。						
事業対象者 (誰のために)	新規設立集落営農組織構成員				対象者数	600	
事業の内容 (何を行うのか)	電算機器の導入経費の一部を補助する。						
事業による効果 (その成果は)	効率的な営農を進めるためには、規模の拡大や生産コストの低減が求められており、国、県及び市が一丸となって集落営農の設立を支援している。経理の一元化が条件となっているため電算機器の導入経費の一部を補助することで、初期投資額を少なくすることができる。						
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表276)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	新規設立集落営農組織		代表者 氏名		
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数		人	担当職員の事務局 業務の従事日数	日	
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数	
2月11日	本郷営農生産組合ほか13集落営農組織					14組織	
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】			
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	
	市補助金	2,800		備品購入費	2,800	パソコン等	
	前年繰越金						
	計	2,800		計	2,800		
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 11,996千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		産業経済部 農政課		
これまでの 見直し状況	平成19年度は上限額200,000円 平成20年度より上限額100,000円で運用したい。						
廃止した場合 考えられる影響	電算機器の初期投資額を構成員から徴することとなる。						

7月8日(火)

横手市行財政改革推進委員会 補助金抽出調査 日程表

A班

時間	番号	分類	補助金の名称	部局	担当課室所	担当者職名	担当者氏名	内線番号
9:00~9:10	開会・作業の説明							
9:10~9:40	A-1	社会教育	横手市文化財保護管理費等補助金(大屋の梅養生補助)	教育委員会	文化財保護課	副主幹(チーフ)	坂野 寿	24-3480
9:45~10:15	A-2	企業誘致	雪対策奨励金	産業経済部	商工労働課	課長	藤井 靖己	2530
10:20~10:50	A-3	防災	横手市火災予防組合補助金	平鹿地域局	地域振興課	副主幹(チーフ)	高橋 嘉	1325
				総務企画部	総務課	副主幹(チーフ)	加賀谷 秀昭	1025
10:50~11:00	休 憩							
11:00~11:30	A-4	交通安全	横手市十文字交通安全母の会補助金	十文字地域局	地域振興課	副主査	栗谷 隆之	6115
				総務企画部	総務課	副主幹(チーフ)	加賀谷 秀昭	1025
11:30~12:00	A-5	防犯	大森地域防犯協会補助金	大森地域局	地域振興課	副主査	平野 善紀	1912
				総務企画部	総務課	副主幹(チーフ)	加賀谷 秀昭	1025
12:00~13:10	休 憩							
13:10~13:40	A-6	観光	増田町くらしっくロード拠点整備事業補助金	産業経済部	観光物産課	副主査(チーフ)	高橋 秀明	2541
13:45~14:15	A-7	商工業	各地区物産協会補助金	産業経済部	観光物産課	主幹	佐藤 修	2541
14:20~14:50	A-8	観光	横手まちの案内人補助金(増田町観光ガイドの会補助金含)	産業経済部	観光物産課	副主査(チーフ)	高橋 秀明	2541
14:50~15:00	休 憩							
15:00~15:30	A-9	農業	横手市大森町グリーンツーリズム推進協議会補助金	産業経済部	観光物産課	主幹	佐藤 修	2541
15:30~16:00	A-10	保健衛生	雄物川地区食品衛生協議会補助金	雄物川地域局	市民福祉課	副主査	菊池 覚也	3132
				福祉環境部	保健衛生課	課長	照井 寛	1630
16:00~16:30	全体での意見交換・閉会							

B班

時間	番号	分類	補助金の名称	部局	担当課室所	担当者職名	担当者氏名	内線番号
13:00~13:10	開会・作業の説明							
13:10~13:40	B-1	商工業	東京大雄会補助金	大雄地域局	産業振興課	副主査	赤川 博幸	1743
				産業経済部	観光物産課	主幹	佐藤 修	2541
13:45~14:15	B-2	観光	横手ばやし保存育成事業補助金	産業経済部	観光物産課	副主査(チーフ)	高橋 秀明	2541
14:20~14:50	B-3	商工業	イベント開催事業補助金	産業経済部	観光物産課	主幹	佐藤 修	2541
14:50~15:00	休 憩							
15:00~15:30	B-4	医療	横手市看護協議会運営事業費補助金	福祉環境部	保健衛生課	保健師主査	菊地 摩貴子	1631
15:30~16:00	B-5	保健衛生	横手市結核予防婦人会増田支部補助金	増田地域局	市民福祉課	保健師主査(チーフ)	佐々木 恵子	2636
				福祉環境部	保健衛生課	副主幹(チーフ)	赤川 和美	1631
16:00~16:30	全体での意見交換・閉会							

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	雪対策奨励金				
補助金の目的 (何のために)	誘致企業にとって工場敷地内の除雪経費は、他地域に比べ負担が大きいため、経費の一部を市が負担することにより、企業誘致を有利に進めることを目的とする。				
事業対象者 (誰のために)	横手市企業振興条例適用企業	対象者数	11		
事業の内容 (何を行うのか)	工場敷地内の除雪経費の半分を助成する。				
事業による効果 (その成果は)	誘致企業に対する除雪経費の軽減を図ることは、特徴ある企業誘致対策として有効である。				
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 無	根拠法令 等の名称 横手市企業立地促進奨励金交付要綱	
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手市企業振興条例適用企業	代表者 氏名	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数	
月 日	平成19年度の主な事業実績			事業費(千円) 対象者数	
	Nui Tec Corporation、横手精工、特殊工作、JUKI吉野、森井製作所			2,221 5	
19 年度決算 (見込)	【収入】		【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円) 内容
	市補助金	2,221	5社分	除雪経費	2,221 5社分
	前年繰越金				
	計	2,221		計	2,221
過去の補助実績	平成17年度 3,255 千円	平成18年度 2,448 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無	
補助金交付開始後の経過年数	5年以下		6年以上～10年以下	11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名	産業経済部 商工労働課		
これまでの 見直し状況	横手市企業立地促進奨励金交付要綱中、「情報通信関連事業所設置奨励金」については、20年度廃止することとしているが、当奨励金は今後も必要である。				
廃止した場合 考えられる影響	企業誘致を進める上で、特色のある有効な政策であるため、廃止した場合は企業誘致対策としてマイナスの影響が出ることが考えられる。				

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市文化財保護管理費等補助金(大屋の梅養生補助)			
補助金の目的 (何のために)	市指定文化財(天然記念物)「大屋の梅」保護の為、養生費用の一部を補助する			
事業対象者 (誰のために)	市指定天然記念物「大屋の梅」所有者 伊藤繁夫	対象者数	1	
事業の内容 (何を行うのか)	天然記念物「大屋の梅」を手入れし、枯死を防止するため養正管理として整枝工を実施する。			
事業による効果 (その成果は)	天然記念物「大屋の梅」の保護保全を図る。			
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 無	根拠法令 等の名称 横手市文化財保護条例
補助金交付先	団体 個人	団体名	代表者 氏名	伊藤繁夫
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	担当職員の事務局 業務の従事日数	日
月日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数
H20.1.26	支柱補修工の実施(雪害等を防止する支柱の追加設置)		31	
19 年度 決算 (見込)	【収入】		【支出】	
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
	市補助金	20	保護管理費	31
	所有者負担	11	支柱補修工	
	計	31	計	31
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下	6年以上~10年以下	11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名	教育委員会 文化財保護課	
これまでの 見直し状況	合併前は旧横手市で全額を負担し養生事業を実施してきたが、合併を機に見直しを行い直接事業から補助金へ移行を行った。			
廃止した場合 考えられる影響	所有者の管理意識を殺ぎ、天然記念物の保護管理が充分に行き届かなくなる危険性がある。			

【その他、文化財保護管理費等補助金の交付先】

二井山神楽(雄物川地域)

補助金の目的 (何のために)	市指定民俗無形文化財(二井山神楽)の保存・伝承事業費用の一部を補助する。					
補助金交付先	団体 個人	団体名	二井山神楽保存会		代表者 氏名	佐々木 徳広
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数
	小学生を対象に踊りの練習会と公演の実施				25	25
19 年 見 度 込 込 算	【 収 入 】			【 支 出 】		
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	20	事業費補助	消耗品費	6	足袋・扇子
	団体負担金	5		練習会費	19	子供用飲み物
	計	25		計	25	
補助金交付開始後 の経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上	

岡本新内(雄物川地域)

補助金の目的 (何のために)	市指定民俗無形文化財(岡本新内)の保存・伝承事業費用の一部を補助する。					
補助金交付先	団体 個人	団体名	岡本新内保存会		代表者 氏名	会長 江戸恵子
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数
	保存伝承の為の練習会、発表会を実施。				26	10
19 年 見 度 込 込 算	【 収 入 】			【 支 出 】		
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	20	事業費補助	育成費	10	講師謝礼
	団体負担金	6		用具購入費	8	譜面台等
	計	26		使用料	8	練習会場使用料
補助金交付開始後 の経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上	

波宇志別神社神楽殿消防設備等管理補助(大森地域)

補助金の目的 (何のために)	重要文化財「波宇志別神社神楽殿」の消防設備等管理費の一部を補助する。					
補助金交付先	団体 個人	団体名	波宇志別神社		代表者 氏名	代表役員 宮司 大友孝之
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数
	重要文化財「波宇志別神社神楽殿」の消防設備点検委託				162	
	重要文化財「波宇志別神社神楽殿」の雪囲い雪降り委託・賃金				87	
19 年 見 度 込 込 算	【 収 入 】			【 支 出 】		
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	県補助金	124		委託料	223	消防施設点検・雪降り
	市補助金	62		賃 金	26	雪囲い設置撤去・除雪
	所有者負担	63				
計	249		計	249		
補助金交付開始後 の経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上	

(20年度単年)

旧日新館下水道配管設備補助(横手地域)

補助金の目的 (何のために)		県指定文化財「旧日新館」下水道配管設備工事の経費の一部を補助する。				
補助金交付先		団体 個人	団体名	県指定文化財「旧日新館」所有者	代表者 氏名	鶴岡 章
20 年 度 予 算	【 収 入 】			【 支 出 】		
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	700		工事請負費	1,397	下水道配管工事
	所有者負担	697				
	計	1,397		計	1,397	

(平成20年度新規)

旧日新館維持管理補助(横手地域)

補助金の目的 (何のために)		県指定文化財「旧日新館」雪降り及び雪囲い設置・撤去経費の一部を補助する。				
補助金交付先		団体 個人	団体名	県指定文化財「旧日新館」所有者	代表者 氏名	鶴岡 章
20 年 度 予 算	【 収 入 】			【 支 出 】		
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	県補助金	100		委託料	90	雪下ろし(2回分)
	市補助金	50		委託料	90	冬囲い(取付・取外)
	所有者負担	54		原材料費	24	冬囲い材料
計	204		計	204		

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市火災予防組合補助金(平鹿町浅舞地区)					
補助金の目的 (何のために)	住民の安全を確保し、その福祉を増進するため、火災の発生予防、その他必要なことを行うため。					
事業対象者 (誰のために)	平鹿町浅舞地区に居住する市民	対象者数	1,993世帯			
事業の内容 (何を行うのか)	警火思想及び火災予防知識の普及、春・秋の消防団員との火の元検査、炊き出しなど消防活動に対する協力、異常気象時の警戒。					
事業による効果 (その成果は)	家庭から火災予防を図ることにより、安全で住みよいまちづくりを推進し、住民の安全確保に貢献している。					
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 無	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表210)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	浅舞地区火災予防組合	代表者 氏名 佐野 洋子		
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数		
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数		
4月1~7日	春の火災予防運動チラシ配布、火の元検査		59	1674		
11月4~10日	秋の火災予防運動チラシ配布、火の元検査		59	1674		
2月22日	火災予防研修会		45	24		
19 年度決算 (見込)	【 収 入 】		【 支 出 】			
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容
	市補助金	165		事業費	170	班活動補助、研修会
	前年繰越金	17		事務費	6	
	計	182		計	176	
過去の補助実績	平成17年度 207千円	平成18年度 201千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上~10年以下	11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名	総務企画部 総務課		
これまでの 見直し状況						
廃止した場合 考えられる影響	火災予防に対する意識の高揚普及が低下する。 今後義務付けられる住宅用火災警報器の取り付けが進まない。					

【平鹿地域 他地区の交付状況】

横手市火災予防組合補助金(平鹿町吉田地区)

事業対象者 (誰のために)	平鹿町吉田地区に居住する市民			対象者数	906世帯
補助金交付先	団体 個人	団体名	吉田地区火災予防組合	代表者 氏名	柴田 アツ子
月日	平成19年度の主な事業実績			事業費(千円)	対象者数
7月1日	消防訓練大会応援			25	50
9月10日	防災避難訓練講話			3	30
11月23日	炊き出し訓練			11	30
19 年 見 込 算	【収入】			【支出】	
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円) 内容
	市補助金	83		事業費	68 消防訓練大会、講話
	前年繰越金			事務費	6
				その他	9
	計	83		計	83
過去の補助実績	平成17年度 108千円	平成18年度 101千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有 無

横手市火災予防組合補助金(平鹿町醍醐地区)

事業対象者 (誰のために)	平鹿町醍醐地区に居住する市民			対象者数	1,213世帯
補助金交付先	団体 個人	団体名	醍醐地区火災予防組合	代表者 氏名	奥 タキ子
月日	平成19年度の主な事業実績			事業費(千円)	対象者数
4月18日	防災研修会			30	40
7月17日	炊き出し講習会			30	40
2月24日	火災予防研修会			3	10
19 年 見 込 算	【収入】			【支出】	
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円) 内容
	市補助金	106		事業費	89 班活動補助、研修会
	前年繰越金			事務費	7
				その他	10
	計	106		計	106
過去の補助実績	平成17年度 132千円	平成18年度 129千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有 無

【他7地域局の交付状況】

	横手地域局			増田地域局			雄物川地域局			大森地域局		
補助金交付先	横手市横手婦人火災予防組合連合会			横手市増田火災予防組合			横手市雄物川火災予防組合連合会			大森町火災予防婦人会		
平成19年度の 主な事業実績	月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業	
	4月、11月	火災予防運動期間中の各家庭の火の元検査		9月3日	はんでん購入		4月、11月	春、秋火災予防運動火の元検査		4月1日	春火災予防防火チラシ等の配布を行う。	
	8月31日	住宅用火災警報機に関する研修会		9月25日	防災訓練		2月～3月	火災予防地区座談会		7月19日	訓練大会参列および応援	
	10月25日	秋田県婦人防火研修会								11月4日	春・秋火災予防防火チラシ等の配布を行う。	
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	164		市補助金	80		市補助金	278		市補助金	228	
	前年繰越金	30		前年繰越金	5		前年繰越金	1		前年繰越金	162	
				雑収入	24		雑収入	2	利息他	雑入	1	預金利子
	計	194		計	109		計	281		計	391	
	【支出】			【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	活動費	143		会議費	34		事務費	4		会議費	7	総会等
	研修費	10		事業費	75		活動費	240	各地区組合活動費	事業費	256	各支部活動費
消耗品費	10											
計	163		計	109		計	244		計	263		
過去の補助実績	平成17年度 156千円	平成18年度 231千円		平成17年度 80千円	平成18年度 80千円		平成17年度 0千円	平成18年度 347千円		平成17年度 300千円	平成18年度 284千円	
これまでの 見直し状況	市町村合併時に見直し 平成20年度予算要求の際に補助金額を前年度比1割減			特に無し			平成14年度に補助金交付を休止したが、合併時に復活 平成20年度予算で減額			補助金の減額		
廃止した場合 考えられる影響	火災発生時における初期消火活動や災害発生時の炊き出し等消防機関への協力、地域住民への火災予防の啓蒙などを地域防火活動の最前線である家庭の主婦という観点から担う団体であり、防火意識の減退が考えられる。			市からの補助金を中心にして活動しているため、廃止になった場合は活動できなくなる。			各支部の運営費が削減され、支部活動に影響がでてしまう。			地域住民の防火意識の低下や火災予防運動の減退		

	十文字地域局			山内地域局			大雄地域局		
補助金交付先	横手市十文字火災予防組合			横手市山内火災予防組合			大雄火災予防組合連絡協議会		
平成19年度の 主な事業実績	月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業	
	8月15日	各地区活動費交付事業		年間	分会活動費(11分会240人会員)		10月25日	「秋田県婦人防火研修会」	
	10月25日	秋田県婦人防火研修会参加					1月28日	各地区火災予防組合へ活動費の交付(2組合)	
	3月21日	火災予防組合活動用タスキ購入事業					春・秋・年末年始	火災予防運動への参加協力	
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内 容	区分	金額(千円)	内 容	区分	金額(千円)	内 容
	市補助金	272	市補助金	市補助金	97		補助金	216	市補助金
	前年繰越金	54	前年度繰越金				繰越金	11	前年度繰越金
	計	326		計	97		計	227	
	【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内 容	区分	金額(千円)	内 容	区分	金額(千円)	内 容
	会議費	6	お茶代	事業費	97	各分会活動費	会議費	11	お茶代
	事業費	47	研修会参加、たすき購入等				活動費	192	各組合活動費
組合活動費	240	各地区活動費				研修費	1	役員研修会	
その他	33					報償費	1	参加者報償品	
計	326		計	97		計	205		
過去の補助実績	平成17年度 340千円	平成18年度 340千円		平成17年度 90千円	平成18年度 97千円		平成17年度 734千円	平成18年度 210千円	
これまでの 見直し状況	H18年度340千円 平成19年度272千円(68千円) 平成20年度210千円(62千円)			従来(合併前)は定額90千円を補助。H18年横手市統一基準により97,000円の支給とする。(均等割50,000円+支部割12,000円+人口割35,000円)			市町村合併時に旧市町村のバランスを図るため、補助金額の見直しを行った。		
廃止した場合 考えられる影響	啓発活動等の低下により、地域住民の火災予防に対する意識の低下による火災の増加。			火災予防の意識の低下。 万が一火災が発生しても迅速な対応は望めない。			家庭での火災予防に対する意識の高揚を図るため事業を実施しているが、廃止になった場合、火災予防に対する意識が希薄になると考えられる。		

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市十文字交通安全母の会補助金				
補助金の目的 (何のために)	母親の交通安全意識高揚及び交通安全思想の普及等事業の実施				
事業対象者 (誰のために)	主に就学前児童の子育てをしている母親及び子どもから高齢者まで十文字地域に居住する市民	対象者数	14,000		
事業の内容 (何を行うのか)	・各季節に交通安全運動 ・高齢者交通安全世帯訪問 ・就学前児童の交通安全教室、ランドセルカバーや反射材付キーホルダーの贈呈等				
事業による効果 (その成果は)	・交通安全の意識の高揚 ・就学前児童の交通安全教室等と通じての児童の意識の高揚等				
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表208)	
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手市十文字交通安全母の会	代表者 氏名 会長 佐藤 千絵	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	2人	担当職員の事務局 業務の従事日数 35日	
月 日	平成19年度の主な事業実績			事業費(千円) 対象者数	
9月27日	啓発用看板購入及び設置			30 400	
11/13~	就学前の交通安全教室 10回			8 251	
2月3日	ランドセルカバー贈呈			38 134	
19 年度 決算 (見込)	【収入】			【支出】	
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円) 内容
	市補助金	95	市補助金	会議費	4 お茶代
	前年繰越金	25	前年度繰越金	事業費	99 ランドセルカバー購入等
				需用費	4 クリーニング代
				負担金	10 市母の会連合会負担金
				その他	3
計	120		計	120	
過去の補助実績	平成17年度 70千円	平成18年度 110千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下 6年以上~10年以下 11年以上				
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名	総務企画部 総務課		
これまでの 見直し状況	平成17年度70千円 平成18年度110千円(40千円)【合併協議による】 平成19年度95千円(15千円)				
廃止した場合 考えられる影響	交通安全意識の低下により交通事故の増加が考えられる。				

【他7地域局の交付状況】

	横手地域局			増田地域局			平鹿地域局			雄物川地域局		
補助金交付先	横手市横手交通安全母の会連合会			横手市立ますだ保育園交通安全母の会			横手市平鹿交通安全母の会連合会			雄物川交通安全母の会連絡協議会		
平成19年度の 主な事業実績	月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業	
	6/11-15 及び年間	路面表示作業及び交通安全啓発		9月4日	交通安全紙芝居		10月13日	高齢者世帯訪問事業		4月5日～ 11日	保育所、小学校訪問事業(交通安全啓発物配布)	
	7月3日	母の会総会及び講習会		9月18日	交通安全資材設置(反射立看板)		11月17日	平鹿自動車学校において学科・技能講習、模擬体験		6月18日	交通安全母の会連合会研修会(スグッチ作成)	
	9月21日	普通救命講習会					2月5・26日	園児を対象にした交通安全教室、交通安全啓発用品配布		2月21日	母の会機関紙「雄交母だより」発行	
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	192		市補助金	80		市補助金	80		市補助金	314	
	前年繰越金	85		前年繰越金	9		前年繰越金	22		前年繰越金	7	
	雑入	37	ハル幹旋・預金利息							活動収入	65	駅伝給水所設置等
										雑収入	1	利子等
	計	314		計	89		計	102		計	387	
	【支出】			【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	会議費	25	総会等	会議費	5		会議費	6	総会、役員会	事業費	181	機関紙、啓発品等
	活動費	165	看板作成・ハル購入	事業費	67	紙芝居・看板等	事業費	53	啓発用品、研修会	研修費	36	スグッチ制作費等
	負担金	10	市交母連負担金	負担金	10	市交母連負担金	会議等参加費	10	県交母等参加費	配分金	147	各地区活動費
備品購入費	21	路面表示用型枠代				負担金	10	市交母負担金	負担金	10	市交母負担金	
計	221		計	82		計	79		計	374		
過去の補助実績	平成17年度 0千円	平成18年度 192千円		平成17年度 80千円	平成18年度 80千円		平成17年度 80千円	平成18年度 80千円		平成17年度 468千円	平成18年度 314千円	
これまでの 見直し状況	平成17年度は交通安全対策協議会(合併時に廃止)からの交付金で運営。合併時見直し、18年度より補助金。それ以降については見直しをしておりません。			特に無し						平成20年度予算で減額		
廃止した場合 考えられる影響	交通安全母の会連合会の活動が衰退することが予想され、各母の会への啓発協力ができなくなり、大きな啓発成果のある路面表示作業ができなくなる。また、弱者を守るための看板の作成設置などもできなくなる。			市からの補助金のみで活動しているため、廃止になった場合は活動できなくなる。			家庭、児童生徒、高齢者への交通安全意識の普及が低下する。			49地区から構成されている連合会の活動が不能となり、交通安全活動の低下、事故の抑止が徹底されない。		

	大森地域局			山内地域局			大雄地域局		
補助金交付先	横手市大森交通安全母の会連合会			横手市山内交通安全母の会			横手市大雄交通安全母の会		
平成19年度の 主な事業実績	月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業	
	9月21日～ 11月11日	高齢者世帯訪問		年間	交通安全事業参加費		9月26日	交通安全マスコット配布	
	10月19日	高齢者交通指導者研修会		11月	高齢者慰問活動		10月19日	安全運転指導者研修会	
				3月	新入生交通安全広報活動(キューピー人形作成)		11月4日	子ども自転車教室	
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	93		市補助金	61		市補助金	61	横手市補助金
	前年繰越金	27		前年繰越金	1		前年繰越金	141	前年度繰越金
							諸収入	1	預金利子等
	計	120		計	62		計	203	
	【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	事業費	67	各地区活動費	事業費	19	上記実績のとおり	会議費	11	市交安母の会協議会
負担金	10	市交母負担金	負担金	10	市交母負担金	事業費	79	子ども自転車教室な	
			研修会	33					
計	77		計	62		計	90		
過去の補助実績	平成17年度 80千円	平成18年度 93千円		平成17年度 70千円	平成18年度 61千円		平成17年度 48千円	平成18年度 61千円	
これまでの 見直し状況	合併時再編による補助金調整			従来(合併前)は定額70千円を補助。H18年横手市統一基準により61,000円の支給とする。(均等割38,000円+支部割15,000円+人口割8,000円)			市町村合併時に旧市町村のバランスを図るための見直し。新年度地域局予算の配分による見直し。		
廃止した場合 考えられる影響	母親を中心とした家庭における交通安全推進の低下と、小学生や幼児の交通安全指導体制が弱体化する。			山内地域の日常的な交通安全活動事業として定着しており、廃止となれば、当地域の交通安全に対する意識の低下は免れません。			市からの補助金のみで活動している団体であるため、廃止された場合は収入が全くなくなるため活動に関する検討が必要となる。		

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	大森地域防犯協会補助金						
補助金の目的 (何のために)	自主的な防犯活動を積極的に推進することにより犯罪のない明るく住みよい地域社会を建設する。						
事業対象者 (誰のために)	大森地域全世帯および事業所				対象者数	2063世帯	
事業の内容 (何を行うのか)	防犯思想の普及宣伝等事業の実施						
事業による効果 (その成果は)	防犯思想の普及宣伝等						
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表209)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	大森町防犯協会		代表者 氏名	会長 福田秀夫	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	2	人	担当職員の事務局 業務の従事日数	14 日	
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数	
8月4,16日	夜間パトロール					1800人	
10月19日	町内ロックパトロール					各事業所	
12月	年末金融機関等巡視					8事業所	
19 年度決算 (見込)	【 収 入 】			【 支 出 】			
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容	
	市補助金	141		会議費	1	総会費	
	前年繰越金	14		事業費	105	立看板、防犯用品購入	
				負担金	5	市防犯協会負担金	
	計	155		計	111		
過去の補助実績	平成17年度 100 千円	平成18年度 141 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		総務企画部 総務課		
これまでの 見直し状況	合併時再編による補助金調整						
廃止した場合 考えられる影響	地域防犯意識の低下と防犯活動の減退						

【他7地域局の交付状況】

	横手地域局			増田地域局			平鹿地域局			雄物川地域局		
補助金交付先	横手市横手地区防犯協会			横手市増田防犯協会			横手市平鹿地区防犯協会			横手市雄物川地区防犯協会		
平成19年度の 主な事業実績	月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業	
	7月9日	防犯対策ステッカー配布		10月31日	防犯啓発用資材設置(反射立看板、旗他)		8月8日	支部助成金		10月18日	ロックパトロールキャンペーン	
	7月27日	各支部活動補助		12月25日	防犯啓発用物品購入(反射材他)		8月18日	ひらかまち盆踊り防犯パトロールほか		12月26日	年末防犯キャンペーンパトロール	
	3月17日	マグネットシート配布					9月12日	防犯マグネット購入		随時	夏祭り及び各地区祭等巡回	
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	693		市補助金	150		市補助金	160		市補助金	202	
	前年繰越金	84		前年繰越金	4		前年繰越金	8		前年繰越金	33	
										雑収入	1	預金利子
	計	777		計	154		計	168		計	236	
	【支出】			【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	会議費	74	総会 役員会	会議費	2		会議費	3	総会、理事会	事業費	8	支部長会議、研修会
	報償費	15	表彰経費	事務費	1		事業費	129	支部助成、パトロール	配分金	182	各地区活動費
	活動費	600	各支部活動費等	事業費	137		会議等参加費	8	県大会	旅費	10	
	負担金	5	市防犯協会負担金	負担金	5	市防犯協会負担金				負担金	5	市防犯協会負担金
									雑費	5		
計	694		計	145		計	140		計	210		
過去の補助実績	平成17年度 758千円	平成18年度 693千円		平成17年度 200千円	平成18年度 155千円		平成17年度 160千円	平成18年度 160千円		平成17年度 230千円	平成18年度 202千円	
これまでの 見直し状況	合併時見直し			特に無し						平成20年度予算で減額		
廃止した場合 考えられる影響	連携した活動が不十分になることで、横手地域一体となった防犯対策が効果的に進められなくなると考えられる。			市からの補助金のみで活動しているため、廃止になった場合は活動できなくなる。			地域ぐるみの防犯対策が希薄になり、地域の連帯意識の低減が予測される。			各地区の運営費も削減され、防犯活動が縮小されてしまう。		

	十文字地域局			山内地域局			大雄地域局		
補助金交付先	横手市防犯協会十文字地区防犯協会			横手市山内地区防犯協会			横手市大雄防犯協会		
平成19年度の 主な事業実績	月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業	
	6月15日	支部活動費補助、防犯資材購入		10月19日	防犯ロックパトロール		毎週月曜日(通年)	地域見守りデーの実施(青色回転灯搭載車によるパトロール)	
	8月4日	交通安全対策協議会と合同で交通安全の呼びかけと自動車キーロック推進運動実施(チラシの配布)		12月18日	役員会・総会		8月27日	防犯ベルの購入配布(地域内小中学校)	
	10月19日	第2回自動車キーロック推進運動実施(チラシ配布)		2月18日	子供110番の家のぼり旗購入				
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内 容	区分	金額(千円)	内 容	区分	金額(千円)	内 容
	市補助金	80	市補助金	市補助金	71		補助金	80	市補助金
	前年繰越金	18	前年度繰越金	前年繰越金	19		繰越金	5	前年度繰越金
	計	98		計	90		計	85	
	【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内 容	区分	金額(千円)	内 容	区分	金額(千円)	内 容
	会議費	2	会議お茶代	負担金	5	市防犯協会負担金	総会費	3	お茶代
	事業費	42	看板等・負担金	会議費	28	パトロール、総会時	消耗品費	74	防犯ベル購入
	支部活動費	40	地域内4支部	防犯用具	53	110番のぼり旗代	諸負担金	5	市防犯協会負担金
	予備費	1	振込手数料						
	その他	13							
計	98		計	86		計	82		
過去の補助実績	平成17年度	平成18年度		平成17年度	平成18年度		平成17年度	平成18年度	
	80千円	80千円		90千円	71千円		80千円	80千円	
これまでの見直し状況				従来より定額90千円を補助、18・19年度は予算減により71千円 20年度は90千円(市の単独予算山内地域局分が無しになり、防犯協会独自の活動とするため、その分上乗せとなったため)			市町村合併時に旧市町村のバランスを図るため、補助金額の見直しを行った。		
廃止した場合考えられる影響	犯罪の増加			防犯活動はこれで良いという上限はなく、活動を続けることによって少しでも犯罪、被害を抑制することに意味があります。活動がなければ、安心安全な地域は望めません。			防犯パトロール等ほとんどの活動がボランティアで実施しているのが現状。 近年、補助金のほとんどを防犯グッズの購入配布に活用し地域の防犯に努めている(協会員自ら考え購入)。廃止の場合、パトロール等意欲の低下が考えられる。		

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	増田町くらしっくロード拠点整備事業補助金						
補助金の目的 (何のために)	商店街にある蔵の保存を図り一般開放することで、増田町くらしっくロードのイメージアップ及び商業観光ゾーン拠点づくりを推進する。						
事業対象者 (誰のために)	観光客	対象者数	1,200				
事業の内容 (何を行うのか)	蔵を一般開放するために必要な整備又は補修にかかる経費の一部補助						
事業による効果 (その成果は)	観光の拠点となる蔵を整備することで、観光誘客に効果がある。						
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表290)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	代表者 氏名				
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数	日		
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数	
4月16日	佐藤又六家 漆喰壁修復工事				1,395		
10月3日	佐藤譲治(日の丸醸造株) 鞆囲い壁修復工事				649		
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】			
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	
	佐藤又六 市補助金	697		事業費	1,395	漆喰壁工事	
	自己負担	698	所有者自己負担				
	佐藤譲治 市補助金	303		事業費	649	鞆囲い壁工事	
	自己負担	346	所有者自己負担				
	計	2,044		計	2,044		
過去の補助実績	平成17年度 938千円	平成18年度 749千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有	無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		産業経済部 観光物産課		
これまでの 見直し状況							
廃止した場合 考えられる影響	蔵の保存を図りながらも一般公開することはもとより、商業観光の拠点として有効な活用が図られなくなる。						

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	各地区物産協会補助金(大森物産協会)				
補助金の目的 (何のために)	物産協会の活動に対する支援で物産振興を図る。				
事業対象者 (誰のために)	大森町物産協会	対象者数	20人		
事業の内容 (何を行うのか)	地域特産品の販売促進と特産品の開発				
事業による効果 (その成果は)	主に長年に渡り交流を続けている東京大田区や東京大森ライオンズクラブ、関東地区大森ふるさと会等への販売を手がけており、販売実績の拡大と交流の推進に繋がった。				
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表164)	
補助金交付先	団体 個人	団体名	大森物産協会	代表者 氏名 備前 次雄	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数 日	
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数	
5月25日	総会		30	10	
11月 9,10,11日	東京大田区ふれあいフェスタ及び東京大森ライオンズクラブ 交流		383		
4月~3月	各協議会総会出席及び講習会				
19 年度決算 (見込)	【 収 入 】			【 支 出 】	
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円) 内 容
	市補助金	144		会議費等	30 総会
	前年繰越金	36		事業費	383 ふるさと会、大田区 ふれあいフェスタ等
	年会費	50	@5,000*10		
	事業収入	341		事務費	55
	雑収入	6		予備費	6
	計	577		計	474
過去の補助実績	平成17年度 300 千円	平成18年度 300 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上~10年以下	11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名	産業経済部 観光物産課		
これまでの 見直し状況	補助金の見直し等				
廃止した場合 考えられる影響	物産販売を通じて首都圏との交流を続けているが、事業費の減少による交流活動の低下に繋がる。				

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	各地区物産協会補助金(平鹿物産協会)						
補助金の目的 (何のために)	物産協会の活動に対する支援で物産振興を図る。						
事業対象者 (誰のために)	平鹿町物産協会				対象者数	物産に係るお客	
事業の内容 (何を行うのか)	特産品等の宣伝紹介及び販路拡大、顧客へのサービス提供						
事業による効果 (その成果は)	平鹿地域の特産品及び物産品を地元イベントのみならず、県外や首都圏、ふるさと会等を通じてPRすることで地域の物産振興を図った。						
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表164)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	平鹿物産協会		代表者 氏名	柿崎 秀衛	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	3	人	担当職員の事務局 業務の従事日数	150 日	
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数	
11/15~18	首都圏物産展と東京平鹿町会での物産PR				611	2,000	
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】			
	区分	金額(千円)	内容		区分	金額(千円)	内容
	市補助金	90			物産事業	551	
	前年繰越金	445			会議費	32	
	会費等	145	5000円×29人		事務費	19	
	事業収入	212	販売手数料等		協賛費	9	
	雑入	38					
	計	930			計	611	
過去の補助実績	平成17年度 200 千円	平成18年度 100 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有 無		
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上~10年以下		11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名		産業経済部 観光物産課			
これまでの 見直し状況	平成20年度補助金なし						
廃止した場合 考えられる影響	地域の特産品及び物産を宣伝紹介することは、地域産業の振興にも期待が寄せられている。今後、物産事業推進のため、地元アンテナショップを開設予定であり地域に密着して事業推進していくが、リピーター等の誘客を図る事業展開に、組織基盤の脆弱化は否めない。						

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手まちの案内人補助金					
補助金の目的 (何のために)	横手まちの案内人補助金ふきのとうの会の運営の推進を目的とし、横手市の案内人としての活動を助成することにより、観光の振興を図る。					
事業対象者 (誰のために)	観光客	対象者数	700			
事業の内容 (何を行うのか)	主に横手地域の観光案内人の活動					
事業による効果 (その成果は)	横手地域を訪れた観光客に観光の案内、PR等を行うことにより、観光客に大変喜ばれている。					
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表162)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	かまぐら の里横手 まちの案内 人 ふきのとう の会	代表者 氏名 会長 高橋丈四 郎		
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	担当職員 の事務局 業務の従 事日数	日		
月 日	平成19年度の主な事業実績			事業費(千円)		
	半日観光(4月～10月、月1回)			110		
依頼の都度	依頼観光			378		
2/14～ 2/16	かまぐら案内			45		
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円) 内容	
	市補助金	324	横手市補助金	活動費	188	半日観光ほか
	前年繰越金	51		備品費	84	
	事業収入	18	案内謝礼等	通信費	14	
				保険費	15	
				会議費	3	
			その他	74	印刷費ほか	
	計	393		計	378	
過去の補助実績	平成17年度 360千円	平成18年度 131千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無		
補助金交付開始後の経過年数	5年以下		6年以上～10年以下		11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名		産業経済部 観光物産課		
これまでの 見直し状況	平成17年度...360千円、平成18年度...131千円、 平成19年度...324千円、平成20年度(予算)...281千円					
廃止した場合 考えられる影響	年間を通じ、半日観光や観光客への観光案内を随時行っており、大変喜ばれている。観光案内人の活動が困難になり、市の観光振興に対する協力が得られなくなる。					

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	増田町観光ガイドの会補助金				
補助金の目的 (何のために)	増田町観光ガイドの会の運営の推進を目的とし、増田地区の案内人としての活動を助成することにより、観光の振興を図る。				
事業対象者 (誰のために)	観光客	対象者数	1,200		
事業の内容 (何を行うのか)	増田地区の案内人の活動				
事業による効果 (その成果は)	観光ガイドを通じ、市内外への観光PR、観光客の満足度向上につながるほか、地域の観光資源の掘り起こし等、市民の文化発展向上が期待できる。				
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表291)	
補助金交付先	団体 個人	団体名	増田町観光ガイドの会	代表者 氏名 佐藤 寛	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数 日	
月 日	平成19年度の主な事業実績			事業費(千円) 対象者数	
通年	増田地区を訪れる観光客の観光ガイド			1,200	
19 年度決算 (見込)	【収入】		【支出】		
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円) 内 容
	市補助金	45		事業費	99 各種研修費
	町観光協会補助金	30		事務局費	90 旅費、消耗品費、備品購入費
	前年繰越金	48		会議費	50 総会
	事業収入	60		保険料 他	19
	会費 他	75	年会費、研修会参加費等		
	計	258		計	258
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 50千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下	11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名	産業経済部 観光物産課		
これまでの 見直し状況	平成18年度市補助金 50千円 平成19年度市補助金 45千円(前年度比10%減) 平成20年度市補助金 39千円(前年度比13%減)				
廃止した場合 考えられる影響	年々増加する観光客に対するホスピタリティーの向上及びガイドの育成に支障をきたすもである。				

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市大森町グリーンツーリズム推進協議会補助金					
補助金の目的 (何のために)	都市住民との交流を推進し、地域物産の販売促進や観光振興を図る。					
事業対象者 (誰のために)	地域住民や都市住民	対象者数	200			
事業の内容 (何を行うのか)	県内外の中高校生徒の農作業体験受入や都市住民との交流事業					
事業による効果 (その成果は)	農作業体験受入も年間200名余りとなり、次第に受け入れも増加しており、横手市(大森町)のPR活動に貢献している					
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表179)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手市大森町グリーンツーリズム推進協議会	代表者 氏名 後藤 洋子		
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	1 人	担当職員の事務局 業務の従事日数 90 日		
月 日	平成19年度の主な事業実績			事業費(千円) 対象者数		
4月~3月	総会及び役員会			157 23		
5月、8月 10月、11 月	農作業体験受入及び東京大田区交流事業			342 20万		
6月、1 月、3月	会員研修事業			166 50		
19 年度決算 (見込)	【 収 入 】			【 支 出 】		
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円) 内 容	
	市補助金	360		旅費	157	交流事業等
	前年繰越金	157		需用費	288	
	会費	57	@3,000*19	役務費	20	
				委託料	50	ホームページ
				負担金	11	各種負担金
	計	574		計	526	
過去の補助実績	平成17年度 400 千円	平成18年度 400 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無		
補助金交付開始後の経過年数	5年以下		6年以上~10年以下	11年以上		
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名		産業経済部 観光物産課		
これまでの 見直し状況	補助金の減額					
廃止した場合 考えられる影響	横手市として唯一の協議会であり、h13年度に設立以来、都市との交流活動を続けている。近年は、独自の交流活動を行っており、認知度も高まり横手市のPR活動を考えると絶好の協議会といえる。事業費は特に旅費や受入経費に費やすので、廃止となれば活動の縮小や廃止に繋がる。					

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	雄物川地区食品衛生協議会補助金			
補助金の目的 (何のために)	会運営の円滑化及び安定を図る			
事業対象者 (誰のために)	雄物川地区で飲食店又は惣菜を扱っている業者	対象者数	69名	
事業の内容 (何を行うのか)	食品衛生指導員による巡回指導 食品衛生思想の普及活動 食品衛生法規講習会、食中毒予防運動の実施			
事業による効果 (その成果は)	食品衛生思想の普及及び食中毒事故防止として広報等でのPR活動や巡回指導を実施し、食品衛生の向上に取り組んだ			
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表16)
補助金交付先	団体 個人	団体名	食品衛生雄物川地区協議会	代表者 氏名 利源四郎
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数 日
月日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数
5月28日	雄物川地区食品衛生協議会役員会		10	10名
7月18日	食品衛生指導員義務研修会		15	7名
10月23日	平成19年度通常総会		111	20名
19 年度決算 (見込)	【収入】		【支出】	
	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
	市補助金	15	事業費	49
	前年繰越金	8	総会費	111
	会費	67	旅費	30
	補助金	80	役員会費	10
	雑入	60	事務費等	20
計	230	計	220	
過去の補助実績	平成17年度 15千円	平成18年度 15千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上~10年以下	11年以上
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名	福祉環境部 保健衛生課	
これまでの 見直し状況	なし			
廃止した場合 考えられる影響	食品衛生意識の低下及び事業の衰退が懸念される。			

【他6地域局の交付状況】 横手地域局は無し

	増田地域局			平鹿地域局			大森地域局			十文字地域局		
補助金交付先	増田地区食品衛生協議会			平鹿地区食品衛生協議会			大森地区食品衛生協議会			十文字町食品衛生協議会		
平成19年度の 主な事業実績	月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業	
	H19.6月	総会		H19.6.20	総会、食中毒防止対策運動		7月6日	平成19年度通常総会		6月21日	十文字町食品衛生協議会定期総会	
	H19.4月 ~20.3月	食品衛生自主管理体制の強化に関する事業		H19.7.21	食中毒予防講習会		12月5日	巡回指導(大森地区内)		8月1日 12月6日	夏季・冬季一日食品衛生監視	
	H19.4月 ~20.3月	食品衛生思想普及に関する事業		H19.11.21	巡回指導及び指導員研修会					8月22日 他	十文字町食品衛生協議会視察研修会、その他	
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	30		市補助金	40		市補助金	20		市補助金	72	
	前年繰越金	196		前年繰越金	260		前年繰越金	225		前年繰越金	38	
	その他の補助金	70					会費	66		会費	238	一件2000円
	会費	119					補助金	85	商工会、協会	横手平鹿食協	65	
	手数料	20					雑入	42	検便手数料、利息	雑入	13	寸志、受取利息
	計	435		計	300		計	438		計	426	
	【支出】			【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	事務費	40	事務手当・需要費・通信費	事業費	150	食中毒防止運動	事業費	64	巡回指導	総会費	60	
	旅費	60	県総会・役員会	講習会費	50	衛生講習会	会議費	85	総会時	会議費	19	役員会
	会議費	95	総会費・役員会費	会議費	80	役員会	旅費	3	役員会出席	事業費	288	表彰費、視察費
事業費	125	研修費・食中毒予防活動費等	事務費等	20	用紙、はがき代	負担金	9	関係機関負担金				
雑費	5					事務費等	21	紙代ほか				
予備費	110											
計	435		計	300		計	182		計	367		
過去の補助実績	平成17年度 30千円	平成18年度 30千円	平成17年度 50千円	平成18年度 45千円	平成17年度 20千円	平成18年度 20千円	平成17年度 80千円	平成18年度 80千円				
これまでの 見直し状況	増田町からの補助金5万円が、15年度4万5千円・16年度3万円に削減された。			毎年度減額			H19年度補助金額20千円 H20年度補助金額15千円と減額している。			平成19年度に予算を1割減額して補助金が72,000円とし、平成20年度に予算を1.5割減額して補助金額62,000円とした。		
廃止した場合 考えられる影響	食の安全や品質に対して関心の高まる現在の情勢に逆行し、安全意識や衛生管理の意識が薄れ、食品を原因とする病気などの発生を招く恐れがある。			食品衛生思想の知識普及を目的としているので、会員の意気込みを失うと考えられる。						食品衛生意識の低下及び事業の衰退が懸念される。		

		山内地域局			大雄地域局		
補助金交付先	山内食品衛生協議会			大雄地区食品衛生協議会			
平成19年度の 主な事業実績	月 日	主な事業		月 日	主な事業		
	6月5日	通常総会および食品衛生講習会		7月12日	横手平鹿食品衛生協会総会		
	通年	他地区との交流指導及び地域内巡回指導		7月5日	横手平鹿食品衛生協会役員会		
	2月25日	食品衛生啓蒙普及活動としてポケットティッシュ作成配布					
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容	
	市補助金	30		市補助金	18		
	前年繰越金	82		前年繰越金	79		
	会費	27	@¥1,000×26人、@¥500×3人	会費	67		
	横手食品衛生協会	50		負担金	28	総会会費	
	雑収入	32	総会懇親会費、検便手数料	助成金	50	食品衛生協会	
				雑収入	20	総会祝・検便手数料	
	計	221		計	262		
	【支出】			【支出】			
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容	
	事業費	52	ポケットティッシュ作成代	会議費	73	総会・役員会	
	会議費	40	総会諸費	事務費	14	名称変更による印鑑代	
	事務費	15	事務消耗品代	予備費	8	総会祝	
指導員活動費	16	活動時車代	通信費	2	郵便切手		
次年度繰越	98		その他	33			
計	221		計	130			
過去の補助実績	平成17年度 30千円	平成18年度 30千円		平成17年度 17千円	平成18年度 17千円		
これまでの 見直し状況	毎年の事業実施状況から、十分に補助金が役立てられていると考えられるため、補助金交付を継続している。						
廃止した場合 考えられる影響	山内地域の食品衛生向上意識が薄れ、飲食等に起因する伝染病や食中毒、その他の危害が発生するおそれがある。			食の安全がとりあげられている中、市からの補助金がなくなるとなれば、少なからずとも食の安全というものに対し、意識の低下がでてくるのではと思われる。			

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	東京大雄会補助金		
補助金の目的 (何のために)	補助金を交付することにより、会の運営の円滑化を図るとともに、会員相互の一層の交流を深めることを目的とする。		
事業対象者 (誰のために)	東京大雄会会員	対象者数	120
事業の内容 (何を行うのか)	年1回の総会および、月1回の役員会の開催。 節目ごとの記念行事。		
事業による効果 (その成果は)	会員の高齢化は否めない状況だが、総会等を開催することにより会員相互の交流は勿論のこと、郷里に対する思いを深めることのできる大切な場であるため、今後も継続する必要がある。		
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 根拠法令 等の名称 横手市補助金等交付要綱(別表260)
補助金交付先	団体 個人	団体名 東京大雄会	代表者 氏名 会長 小松俊三
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人 担当職員の事務局 業務の従事日数
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円) 対象者数
4月22日	東京大雄会総会・35周年記念事業・役員会		2,975 120
19 年度決算 (見込)	【収入】		【支出】
	区分	金額(千円)	区分 金額(千円) 内容
	前年繰越金	1,196	事務費・渉外費 213
	年会費	436	会議費 331
	交流会費	1,063	総会・関連費 1,326
	市補助金	180	市報発送費 259
	市報発送報償金	100	慶弔費 51
		次年度繰越金 795	
	計 2,975	計 2,975	
過去の補助実績	平成17年度 千円	平成18年度 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無 有 無
補助金交付開始後 の経過年数	5年以下	6年以上～10年以下	11年以上
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名	産業経済部 観光物産課
これまでの 見直し状況	合併前は報償金から200千円を支出していたが、合併後は補助金から180千円を補助。 総会開催時期が2月から4月に変更となったため平成18年度は支出無し。		
廃止した場合 考えられる影響	会の運営の存続が危ぶまれる。		

【他7地域局の交付状況】

	横手地域局			増田地域局			平鹿地域局			雄物川地域局		
根拠法令等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表221)			横手市補助金等交付要綱(別表231)			横手市補助金等交付要綱(別表235)			横手市補助金等交付要綱(別表241)		
補助金交付先	東京かまくら会			首都圏増田会			東京平鹿町会			秋田のふるさと雄物川会		
補助金の目的(何のために)	首都圏の横手市出身者相互の情報交換及び首都圏と横手市との各種事業の展開を図る。			会員相互の親睦を図り、郷土との連携を密にし、郷土の発展を図る。			郷土の発展に寄与しながら会員相互の親睦を図る			ふるさと会の活動支援		
事業の内容(何を行うのか)	横手市特産品流通のPR活動 横手市主催行事への参加及び支援			総会の開催及びふるさと会との交流参加、首都圏物産展の協力に対する補助			会員相互の親睦を図り、郷土の発展に寄与するための事業を行う			年1度総会を開催しながら会員相互の親睦を図ると共に、ふるさと雄物川の情報を交換し、あわせて郷土の発展に寄与する活動を行う。 年4回の市報送付。首都圏横手市ふるさと会交流会や各地区のふるさと会総会への参加・情報交換。		
事業による効果(その成果は)	横手市と首都圏を結ぶ人的なつながりの確保 横手市の首都圏でのPR・情報発信			会員相互の親睦を深め、かつ、郷土との連携を密にしながら、その振興発展に寄与する。			東京平鹿町会会員相互の連携と親睦を密接にし、ふるさと平鹿町との情報交換を図ることを目的とする			市報を通してふるさと雄物川町の情報を発信することで、横手市の今を県外の人々にも周知することができる。また、ふるさとの特産品等を積極的に利用することで、地元への還元も行われている。観光物産課とは首都圏横手市ふるさと会連絡協議会を通して事業協調している。		
平成19年度の主な事業実績	月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業	
	9月8日	東京かまくら会総会開催		8月4日 ~5日	世田谷ふるさと区民まつりへの参加		10・29	第32回東京平鹿町会総会		5月27日 6月9日 9月13~14日	首都圏横手市ふるさと会連絡協議会出席	
				9月13日 ~14日他	横手市ふるさと連絡協議会等への参加			春の旅行会、役員会、ふるさと会出席		11月25日	秋田のふるさと雄物川会第22回総会	
				11月18日	首都圏増田会総会			市報「よこて」発送		年4回	市報「よこて」発送	
平成19年度決算(見込)	【収入】			【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	630		市補助金	270		市補助金	800	平成18年・19年2年分	市補助金	89	
	前年繰越金	908		負担金	290		前年繰越金	436		前年繰越金	935	
	総会会費	1,125					会費	997	年会費交流会費	年会費	582	283名分(過年度分含む)
							旅行会自己負担	126	7000円×18人	会議等会費	660	総会・役員会会費
							雑入	258	ご祝儀等	祝い金	158	各ふるさと会ほか
										預金利息	5	
	計	2,663		計	560		計	2617		計	2429	
	【支出】			【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	総会費	2,150		事業費	480	総会等	交流会会議費	1192	総会役員会	経常費	199	郵便代ほか
				事務費	40	郵送代等	通信費	131		総会費用	736	H18.11.19開催
			印刷製本費	40	会報500部	事業費	210	旅行会	役員会費用	313	年4回	
						渉外費	216	各ふるさと会等参加	渉外費	270	各ふるさと会との交流	
						印刷費	110	総会資料等	雑費	37	事務諸費	
						事務費	36		次年度繰越金	874		
計	2,150		計	560		計	1895		計	2429		
過去の補助実績	平成17年度 700千円	平成18年度 490千円		平成17年度 千円	平成18年度 210千円		平成17年度 400千円	平成18年度 400千円		平成17年度 千円	平成18年度 89千円	
補助金交付開始後の経過年数	11年以上			5年以下			11年以上			11年以上		
これまでの見直し状況	平成17年度・・・700千円、平成18年度・・・490千円、平成19年度・・・630千円 平成20年度(予算)・・・630千円			合併前は増田町の一般会計から実費を支出していた。 合併後、補助金として全市統一化された。						当会は、他のふるさと会と違い市からの補助金額が小額で、地元産業振興課での事務・業務の割合が非常に多く、市からの歳出が多かった。このため、事務及び事業の移行を進める為に平成19年度から増額している。		
廃止した場合考えられる影響	首都圏での横手市の強力な応援団を失う。他のふるさと会との調整が必要。			会員相互の親睦を深める機会、郷土との連携を密にする機会がなくなり、相互の振興発展を図ることが出来ない。			首都圏と故郷との繋がり、地域の売込みPRしようとする基盤が希薄になる			ふるさと会と市及び雄物川地域の関係が疎遠なる可能性がある。首都圏に住む会員たちを観光物産PR役と位置づけたい本庁としてもマイナスとなる。		

	大森地域局			十文字地域局			山内地域局		
根拠法令等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表249)			横手市補助金等交付要綱(別表255)			横手市補助金等交付要綱(別表.260)		
補助金交付先	関東地区大森町ふるさと会			首都圏十文字会			さんない古里会		
補助金の目的(何のために)	郷土の発展に寄与しながら会員相互の親睦を図る。			首都圏在住の横手市十文字町出身者等で組織する会の会員相互の親睦を図り、郷土との連携を密にし、郷土の発展を図る			さんない古里会の円滑な事業運営のため		
事業の内容(何を行うのか)	総会に対する経費(総会資料作成費等)、役員会及び事務経費、各地域ふるさと会交流経費等			総会の開催及びふるさと会との交流参加、首都圏物産展の協力に対する補助			さんない古里会の活動費の一部を補助する。		
事業による効果(その成果は)	会員相互の交流や、ふるさと横手市PR活動につながった。			会報等の発行により、情報提供・会員相互の連携が図られ、首都圏で開催される地場産品即売会等に積極的参加している			「さんない古里会」は首都圏在住の山内地域出身者で構成し、相互の親睦を図るなどをして郷土の発展に寄与している。(いものこまつりへの会員参加など。)		
平成19年度の主な事業実績	月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業	
	19.4.1~20.3.31	役員会			総会の開催、会報発行、地場産品即売会参加			総会、「いものこまつりin鶴ヶ池」への参加等	
	6.3	関東地区大森町ふるさと会総会							
	19.4.8~20.1.4	首都圏連絡協議会及び各地域ふるさと会との交流							
平成19年度決算(見込)	【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	300		市補助金	270		市補助金	300	
	前年繰越金	156		前年繰越金	368		前年繰越金	182	
	会員年会費	160	80名×2,000円	総会会費	928	8千円×116名	会費	270	2,000円×135名
	総会費	432	54名×8,000円	年会費	324	2千円×162名	雑収入	163	預金利子、祝儀等
	雑収入	302	役員会会費、祝金等	その他	350				
	計	1,350		計	2,240		計	915	
	【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	総会費	630		総会費	1,444		会議費	142	役員会、交通費等
	会議費	370		会議費	161		事務費	45	郵送料、通信料、交通費等
	懇親会・土産代	184		通信費	63		事業費	563	総会開催費等
	年会費	20	横手市ふるさと会連絡協議会	渉外費	173				
印刷・通信費	77		その他	99					
消耗品等	25								
計	1,306		計	1,940		計	750		
過去の補助実績	平成17年度 500千円	平成18年度 300千円		平成17年度 300千円	平成18年度 210千円		平成17年度 300千円	平成18年度 300千円	
補助金交付開始後の経過年数	11年以上			11年以上			11年以上		
これまでの見直し状況	補助金の見直しを図り、自立に向けた取り組みを検討している。			合併時に一旦減額したが、19年度に他ふるさと会とのバランスを考慮し270千円とした。					
廃止した場合考えられる影響	ふるさと会活動の縮小と、ふるさとを思う意識の低下につながり、横手市のつながりが疎遠になるのが心配される。			会員相互の親睦を深める機会、郷土との連携を密にする機会がなくなり、相互発展を図ることができなくなる。			補助金廃止をした場合、会の事業の縮小(いものこまつりへの不参加等)により交流の機会が減ることが予想される。		

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手ばやし保存育成事業補助金							
補助金の目的 (何のために)	横手ばやしの保存を目的とし、伝統芸能としての後継者の育成及び保存活動の強化を図る。							
事業対象者 (誰のために)	横手ばやし保存会				対象者数	200		
事業の内容 (何を行うのか)	横手送り盆まつりや各種イベントへの参加。観光事業や伝統事業の活動参加。							
事業による効果 (その成果は)	様々なイベントへの参加や、横手ばやし伝統保存活動により、伝統芸能継承が効果として表れている。							
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表158)			
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手ばやし保存会		代表者 氏名	会長 伊藤勇一		
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数		人	担当職員の事務局 業務の従事日数	日		
月 日	平成19年度の主な事業実績				事業費(千円)	対象者数		
8月5日	秋田ふるさと村 夏祭り絵巻 出演				}		30	
8/15~ 8/16	送り盆まつりサイサイ競演					135	300	
10/5~ 10/6	秋田わか杉国体開会レセプション出演						60	
19 年度決算 (見込)	【収入】				【支出】			
	区分	金額(千円)	内容		区分	金額(千円)	内容	
	市補助金	61	横手市補助金		事業費	70	総会費用ほか	
	前年繰越金	26			出演補助	60	秋田ふるさと村ほか	
	出演料	59			事務費	5	切手、北代ほか	
	雑収入	5						
	計	151			計	135		
過去の補助実績	平成17年度 68千円	平成18年度 68千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無		有 無			
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上~10年以下		11年以上			
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名		産業経済部 観光物産課				
これまでの 見直し状況	平成18年度...68千円、平成19年度...61千円、平成20年度(予算)...53千円							
廃止した場合 考えられる影響	横手ばやしの伝統継承・育成が困難となる上、観光事業への協力も得られなくなる。							

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	イベント開催事業				
補助金の目的 (何のために)	大森地域内の若手グループがイベントを開催し、地域の活性化を図る。				
事業対象者 (誰のために)	大森ワイン愛好者、大森町民	対象者数	140		
事業の内容 (何を行うのか)	横手市が全国に誇ることが出来る大森ワインのパーティを開催				
事業による効果 (その成果は)	大森ワインパーティを開催することで、市民の交流の場の提供とワインの販売促進に繋がった。				
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則 無	根拠法令 等の名称 横手市補助金交付要綱(別表175)	
補助金交付先	団体 個人	団体名	大森ワインパーティ実行委員会	代表者 氏名 備前 慎太郎	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数	
月 日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数	
5月18日	大森ワインパーティー		870	140	
19 年度決算 (見込)	【収入】			【支出】	
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円) 内容
	市補助金	100		飲食代	801 ワイン、食材等
	前年繰越金	10		印刷費	47 ポスター、チケット
	参加料	655	@5,000*131	会議費	8
	広告協賛金	70	ポスター、広告代	使用料	2
	雑収入	35	寸志	雑費	12
	計	870		計	870
過去の補助実績	平成17年度 400千円	平成18年度 200千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有 無	
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上~10年以下	11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有 無	「有」の場合の 本庁部局・課名	産業経済部 観光物産課		
これまでの 見直し状況	補助金の見直し				
廃止した場合 考えられる影響	イベント補助金は、単なる大森ワインパーティーのみに使用されるものではなく、趣向を凝らしたユニークなイベントに使用されるもので、特に大森商工青年部が企画するイベントは、評価を得ている。いささかの補助金をカットすることで、地域で育まれた地域の輪がくづれ、地域活動の停滞に繋がる。				

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市看護協議会運営事業費補助金				
補助金の目的 (何のために)	横手市内の医療施設等に従事する看護職員の相互連携を維持し、職能資質の向上を図るとともに、地域社会の保健看護の向上に寄与することを目的に活動している協議会を支援するため。				
事業対象者 (誰のために)	市内にある医療・保健・福祉施設等に従事する看護職員	対象者数	1,161		
事業の内容 (何を行うのか)	・定期総会 ・市民と集う看護フォーラム ・市社福事業への協力(いきいきサロン等)				
事業による効果 (その成果は)	・看護職の社会的意義について市民に認識を深める。 ・看護職を目指す人が一人でも多く誕生して高齢化社会を守る担い手が多くなる。 ・市内の医療保健機関に働く看護職員の相互連携と地域住民の保健・看護の向上が図られる。				
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	
補助金交付先	団体 個人	団体名	横手市看護協議会	代表者 氏名	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	人	担当職員の事務局 業務の従事日数	
月日	平成19年度の主な事業実績		事業費(千円)	対象者数	
6月1日	平成19年度定期総会		322	105	
11月11日	市民と集う看護フォーラム		678	190	
通年	「いきいきサロン」における健康相談への協力			257	
19 年度 決算 (見込)	【収入】			【支出】	
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)
	市補助金	720		総会費	322
	前年繰越金	306		活動費	678
	負担金	430	総会・フォーラム負担金	研修費	45
	諸収入	140	利子・ご厚志	事務費	25
				予備費	50
	計	1,596		計	1,120
過去の補助実績	平成17年度 800千円	平成18年度 720千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無	有	無
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下	11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名	福祉環境部 保健衛生課	
これまでの 見直し状況	市町村合併以前は旧横手市看護協議会への補助であったが合併後は横手市全域とした。				
廃止した場合 考えられる影響	看護職の意義を理解してもらうために開催している「市民と集う看護フォーラム」の開催が困難である。				

平成20年度横手市補助金調書

補助金の名称	横手市結核予防婦人会増田支部補助金						
補助金の目的 (何のために)	結核予防及び公衆衛生の向上を図り、健康で明るい社会の実現に寄与することを目的とする。						
事業対象者 (誰のために)	会員の活動				対象者数	101名	
事業の内容 (何を行うのか)	会員の研修、健(検)診申し込み調べ・勤務者アンケートの配布と回収、健(検)診問診票や容器の配布、複十字シール募金、ハンセン病援護募金活動、結核予防婦人会県連合会活動への参加。						
事業による効果 (その成果は)	結核予防婦人会との連携により、地域の健康増進を強化できている。保健衛生事業の郵送料が節約できている。						
補助金交付の 根拠法令等	法律 要綱	条例 無	規則	根拠法令 等の名称	横手市補助金等交付要綱(別表213)		
補助金交付先	団体 個人	団体名	結核予防婦人会増田支部		代表者 氏名	鶴飼 美和子	
事務局の所在	団体側 市側	事務局が市側にある 場合、担当職員数	1	人	担当職員の事務局 業務の従事日数	5 日	
月 日	平成19年度の主な事業実績					事業費(千円)	
4月26日	結核予防婦人会増田支部総会並びに研修会					42	51
12月4日	結核予防婦人会増田支部研修会					130	50
4月～3月	結核予防婦人会連合会活動への参加					21	役員4～5人
19 年度決算 (見込)	【 収 入 】			【 支 出 】			
	区 分	金額(千円)	内 容	区 分	金額(千円)	内 容	
	市補助金	100		会議費	43	総会費・役員会費	
	前年繰越金	53		事務費	9		
	諸収入	97	還元金・負担金他	活動費	152	研修費・旅費	
				交際費	1		
	計	250		計	205		
過去の補助実績	平成17年度 70 千円	平成18年度 70 千円	同様の補助金交付を 受ける類似団体の有無			有	無
補助金交付開始後の 経過年数	5年以下		6年以上～10年以下			11年以上	
本庁部局による 関与の有無	有	無	「有」の場合の 本庁部局・課名		福祉環境部 保健衛生課		
これまでの 見直し状況	これまで活動と実績を比較し補助金額の変動はあったが、合併により各支部一律の補助体制となったため増田支部では補助金が増額した。						
廃止した場合 考えられる影響	<ul style="list-style-type: none"> ・地区組織活動が希薄化し各種検診の受診率が低下したり、集落ごとに実施している事業への参加者が減少する。 ・活動費が無くなるため、研修会などを実施できなくなる。会員との連絡調整がとりにくくなり、住民の情報を得られなくなることや、健(検)診関係書類の配布やアンケート用紙の回収等地域の協力体制が低下する。 ・郵送料が必要となる。 						

【他7地域局の交付状況】

	横手地域局			平鹿地域局			雄物川地域局			大森地域局		
補助金交付先	横手市結核予防婦人会横手支部			横手市結核予防婦人会平鹿支部			横手市結核予防婦人会雄物川支部			横手市結核予防婦人会大森支部		
平成19年度の 主な事業実績	月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業		月 日	主な事業	
	5月10日	横手市結核予防婦人会横手支部総会		5月1日	結核予防婦人会平鹿支部総会		H19.4.25	横手市結核予防婦人会雄物川支部総会		4月12日	横手市結核予防婦人会大森支部総会	
	8月5日 10月13日	献血推進活動		7月22日	平鹿地区婦人大会		8~9月	複十字募金及びハンセン病援護募金運動		8~9月	複十字募金及びハンセン病援護募金運動	
	9月~10月	複十字シール募金運動・ハンセン病援護募金活動		3月11日	中堅幹部研修会		H19.11.13	県南結核予防婦人会連合会役員会		H20.3.5	結核予防婦人会大森支部役員会	
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	100		市補助金	100		市補助金	100		市補助金	100	
	前年繰越金	67		前年繰越金	140		前年繰越金	26		前年繰越金	48	
	他	479	複十字募金、ハンセン病援護募金、シール還元金、日赤、利子	諸収入	340	複十字募金等	諸収入	162	募金、募金還元金	諸収入	5	募金還元金
	計	646		計	580		計	288		計	153	
	【支出】			【支出】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	会議費	41		報償費	12	優良班表彰	事業費	109	地区活動費	会議費	74	総会時記念品等
	事業費	490	募金、献血推進	事業費	219	地区活動費	負担金	154	募金納付金等	事業費	42	講演謝礼等
	研修費	10	県南結核予防研修会	事務費	5	賞状用紙・額縁代	備品費	12	公印			
	事務費	2	紙代	負担金	166	複十字募金納付金						
		0										
	計	543		計	402		計	275		計	116	
過去の補助実績	平成17年度 60千円	平成18年度 60千円		平成17年度 20千円	平成18年度 20千円		平成17年度 150千円	平成18年度 150千円		平成17年度 100千円	平成18年度 100千円	
これまでの見直し状況	平成18年度までは旧横手市の補助額¥60,000だったが19年度から統一し¥100,000とした。			平成18年度までは旧平鹿町の補助額¥20,000だったが19年度から統一し¥100,000とした。			平成19年度100千円に統一			合併後、100千円に統一		
廃止した場合考えられる影響	活動資金がなくなり、活動の衰退が考えられる。			結核予防啓蒙活動の会員意識の希薄と活動低下になる。			結核を含めた感染症全体のPR活動や募金活動の停滞や、基本健診通知書の配布活動停止。					

	十文字地域局			山内地域局			大雄地域局		
補助金交付先	横手市結核予防婦人会十文字支部			横手市結核予防婦人会山内支部			横手市結核予防婦人会大雄支部		
平成19年度の 主な事業実績	月日	主な事業		月日	主な事業		月日	主な事業	
	4月23日 外	総会及び役員会の開催		5月10日	役員総会		H19.4.11	横手市結核予防婦人会大雄支部総会	
	年間	結核検診他各種検診督励活動等		通年	各種研修会		19.10.15	ハンセン病援護募金	
	年間	結核予防研修会参加、その他		10~1月	募金活動		19.11.13	各婦人会交付金	
平成19年度決算 (見込)	【収入】			【収入】			【収入】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	市補助金	100		市補助金	100		市補助金	100	
	前年繰越金	41		前年繰越金	20		前年繰越金	62	
	雑収入	95	複十字シール募金還元金他	雑入	7	預金利息203,募金還元金6,758	雑入	6	複十字募金活動還付金
	計	236		計	127		計	168	
	【支出】			【支出】			【支出】		
	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容	区分	金額(千円)	内容
	会議費	24	総会、役員会	会議費	0	事業費へ流用32,650	会議費	37	総会時記念品
	研修費	5	県南結核予防研修会	事務費	2	口座振り込手数料	旅費	6	会議・研修費・参加旅費
	助成金	20	地区活動助成 4地区	事業費	104	各種研修費、募金活動費	負担金	16	ハンセン病援護募金
	事業推進費	142	活動用バック等購入				交付金	42	地区活動助成3地区
予備費	15	切手、プリンタ・ラベル等							
計	206		計	106		計	101		
過去の補助実績	平成17年度 68千円	平成18年度 68千円		平成17年度 90千円	平成18年度 100千円		平成17年度 144千円	平成18年度 144千円	
これまでの 見直し状況	合併後見直し 平成19年度から 各支部100,000円			結核予防婦人会員が減少していく中で、継続して活動している会員の活動の活性化と充実のために、補助金交付を継続している。			合併前までは、大雄村結核予防婦人会として活動していたが、H18年度に横手市結核予防婦人会大雄支部と支部体制をとる。H18年度の補助金は各支部毎異なった金額であったが、H19年度から全支部10万円に統一された。		
廃止した場合 考えられる影響	検診申込み調べ受診票送付・返送等の経費が必要となる。 結核検診等、各種健診受診率の低下が懸念される。			会員が減少していきなかつ、研修会費用の負担や募金活動の経費がなくなり、結核予防婦人会としての活動がますます困難になり、解散の危機が危ぶまれる。			組織の活動が難しくなり、各種検診の受診率の低下や集落毎の保健衛生事業の実施が困難となる。		

横手市行財政改革推進委員会設置条例

平成17年11月18日

条例第333号

(設置)

第1条 公正で透明性の高い行政の推進及び時代の変化に柔軟に対応できる行財政のシステムの確立に向けて、市民の広範な意見を反映させるため、横手市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市が行う行財政改革に関する大綱の策定及び推進に対し意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、市が公募する者又は学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長となる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

補助金関係法令等

地方自治法（抜粋）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

横手市行財政改革大綱（抜粋）

8．財政基盤の強化

（3）補助金等の整理合理化

市単独補助金については、補助金交付要綱に基づき、行政の責任分野や経費負担のありかた、事業効果等を精査し、補助の見直し時期・交付終期到来時に整理廃止を行います。

事業目的を達成したもの

活動実績の乏しいもの及び形骸化したもの

補助金額が事業費に占める割合が高いもの

補助金額が小額のもの

横手市行財政集中改革プラン（抜粋）

・各項目における平成21年度までの取組目標及び内容（総括）

（2）歳出関係

補助金等の整理統合化

市単独補助金については、補助金交付要綱に基づき交付終期・見直し時期到来時に整理廃止を確実に行うとともに、市補助金に対する方向性を示した指針を作成し、それに基づき原点に立ち返り市が補助するべきかどうかをゼロベースでの見直しを実施します。

(市町村合併時) 合併協定の協定内容(抜粋)

15 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情等に配慮し、見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針を基本に取扱うものとする。

- ア 8市町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- イ 8市町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。
- ウ 他の補助金に統合できる補助金については、統合の方向で調整する。

横手市補助金等の適正化に関する規則

平成17年10月1日

規則第57号

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項を規定し、もって補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定に基づき市が交付する補助金、利子補給金その他これらに類する市の交付金等
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行うもの

(補助事業者等の責務)

第3条 補助事業者等は、補助金等を公正かつ効率的に使用し、交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

(補助金等の交付基準)

第4条 市が交付する補助金等は、当該補助事業等が公益上必要と認められるものについて、次の基準により交付するものとする。

- (1) 効果が顕著と認められるものについては、その事業費の3分の1以内で予算の範囲内
- (2) 特に奨励的と認められるものについては、その事業費の2分の1以内で予算の範囲内
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に交付を必要と認められるものについては、予算の範囲内で市長の定める額

2 前項の規定は、法律又はこれに基づく命令若しくは他の定めに基づき交付する補助金等については、適用しない。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 前号に掲げるもののほか参考となるべき書類

(補助金等の交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び主管課長等の作成した補助金等交付申請に対する調書(様式第3号)等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算に定めるところにより補助事業等の目的及び内容が適正であるか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、当該決定の内容及びこれに条件を付した場合は当該条件を補助金等交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付することができる。

- (1) 補助事業等の内容を著しく変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金等の交付目的を達成するための事項として市長が必要と認めたこと。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該決定に係る内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定後に事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 申請者は、前項の事情の変更により補助金等の交付の変更の申請をする場合は、補助金等交付変更申請書(様式第5号)に第5条各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 前項の申請を受けた場合は、第6条の規定を準用し、補助金等交付決定取消(変更)通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に基づく市長の処分に従い、善良な管理及び注意をもって補助事業等を行うとともに、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第11条 市長は、必要と認める場合は、補助事業者等に対し補助事業等の執行の状況に関する事業補助金等に係る状況報告書(様式第7号)の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の報告書により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って当該事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等の成果を記載した事業補助金等に係る事業実績報告書(様式第8号)に、収支決算書その他参考となるべき書類を添えて市長に報告しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につきこれに適合させるための措置を採るよう命ずることができる。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、又は補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金等の返還命令)

第15条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消したときは、補助事業等の当該取消しに係る部分について期限を定め、補助金等返還命令書(様式第9号)によりその返還を命じなければならない。

(延滞金)

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を市に納付しなければならない。

い。

- 2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(他の補助金等の一時停止)

第17条 市長は、補助事業者等が第15条の規定により補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等の全部又は一部を納付しないときは、その者に対して同種の補助事業等について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額を相殺することができる。

(立入検査等)

第18条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、職員に關係書類その他物件を調査させ、又は關係者に質問させることができる。

(帳簿の備付等)

第19条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、2年間整理保管しなければならない。ただし、法律又はこれに基づく命令若しくは他の定めにより規定されるものにあつては、その期間とする。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得した次に掲げる財産を市長の承認を受けずして補助金等の交付に反して使用し、譲与し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びこの従物
- (2) 機械及び主要な器具で市長が指定するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(その他)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の補助金等の適正に関する規則(昭和57年横手市規則第5号)、増田町補助金等交付規則(昭和49年増田町規則第1号)、補助金申請及び交付事務取扱要領(昭和40年雄物川町通知)、補助金等の適正化に関する要綱(十文字町制定)若しくは山内村補助金交付要綱(山内村制定)又は解散前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(平成5年横手平鹿広域市町村圏組合規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月20日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

横手市補助金等交付要綱

平成17年10月1日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、公益上必要がある場合で補助金等の交付について別段の定めがある場合を除き、各種団体その他市長が適当と認めた者(以下「補助対象者」という。)に対し各年度の予算の範囲内で補助金等を交付することについて、横手市補助金等の適正化に関する規則(平成17年横手市規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の名称等)

第2条 補助金等の名称、交付目的、補助事業等の内容、補助対象者、補助金等交付条件、補助金等の率又は額、補助金等の算定基準、補助金等の交付予定期間、申請書提出期限及び実績報告書提出期限は、別表に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村又は解散前の横手平鹿広域市町村圏組合において、補助金等の交付にかかる処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年4月3日告示第27号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の横手市補助金等交付要綱の規定は、平成18年2月15日から適用する。

附 則(平成18年6月20日告示第56号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の横手市補助金等交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年8月4日告示第79号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月14日告示第86号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の横手市補助金等交付要綱の規定は、平成18年8月1日から適用する。

附 則(平成19年1月24日告示第9号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の別表204の項の規定は、平成18年4月1日から、同表293の項の規定は、平成18年12月26日から適用する。ただし、別表185の項の改正規定、同表198の項の改正規定、同表225の項の改正規定、同表292の項の改正規定及び同表に294の項を加える改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月26日告示第13号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第57号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月19日告示第80号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表72の項の改正規定、別表123の項の改正規定、別表126の項の改正規定、別表136の項の改正規定、別表142の項の改正規定及び別表243の項の改正規定による改正後の横手市補助金等交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年10月19日告示第115号)

この告示は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の横手市補助金等交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。